

相互接続ガイドブック

令和8年6月12日
株式会社NTTドコモ

本書に記載の会社名・製品名・ロゴは各社の商標または登録商標です

当社では、2001年11月の電気通信事業法改正に伴う第二種指定電気通信設備の接続条件の約款化に合わせ、当社の第二種指定電気通信設備との相互接続手順等を平易に解説した「相互接続ガイドブック」を作成いたしました。

本ガイドブックでは、接続約款に基づく当社第二種指定電気通信設備との相互接続手順等を図表等を交えて解説しています。

当社との相互接続にあたって、本ガイドブックが他の電気通信事業者の皆様（以下「他事業者様」）のお役にたてば幸いです。

お申し込みいただく前に

当社との相互接続に当たっては、まず事前調査申込書を提出していただくこととなりますが、速やかな接続の開始のためにはできるだけ正確な事前調査申込書のご記入をお願いしております。

事前調査申込書のご記入や事前のご検討に際しては、当社の相互接続窓口へご相談いただくことをおすすめします。また、本書はもとより接続約款等を是非ご活用ください。

第1章 当社ネットワークとの相互接続の概要

- I 当社のネットワーク構成
- II 第二種指定電気通信設備
- III 標準的な接続箇所と技術的条件
- IV 相互接続に必要な契約等
- V 相互接続に伴う費用
- VI 相互接続の主な形態 1～4

第2章 相互接続開始までの手順

- I 事前調査から相互接続開始までの概要
- II 相互接続手順
 - 1 事前調査申込み
 - 2 接続の可否・事前調査申込回答
 - 3 接続申込み
 - 4 個別建設契約・設備工事
 - 5 相互接続協定の締結
 - 6 事前調査申込回答（設備改修なし）
 - 7 接続申込み（設備改修なし）
 - 8 契約書締結・工事（設備改修なし）

III 個別要望開発を伴う場合の手順

- 1 接続申込み（個別要望開発）
- 2 接続用ソフトウェア開発契約締結（個別要望開発）
- 3 接続用ソフトウェア開発（個別要望開発）
- 4 基本的な接続機能ご利用のお申込み（個別要望開発以外）

IV 1 自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合に必要となる事項

- 2 自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合の確認試験の手順
- 3 業務支援システムを利用する場合の手順
- 4 USIMカードの貸与に係る請求を行う場合の手順

V 接続に関してご協力いただく事項

VI 相互接続に関する窓口のご案内

VII 様式集及び記入要領

第3章 関連法規及び接続約款

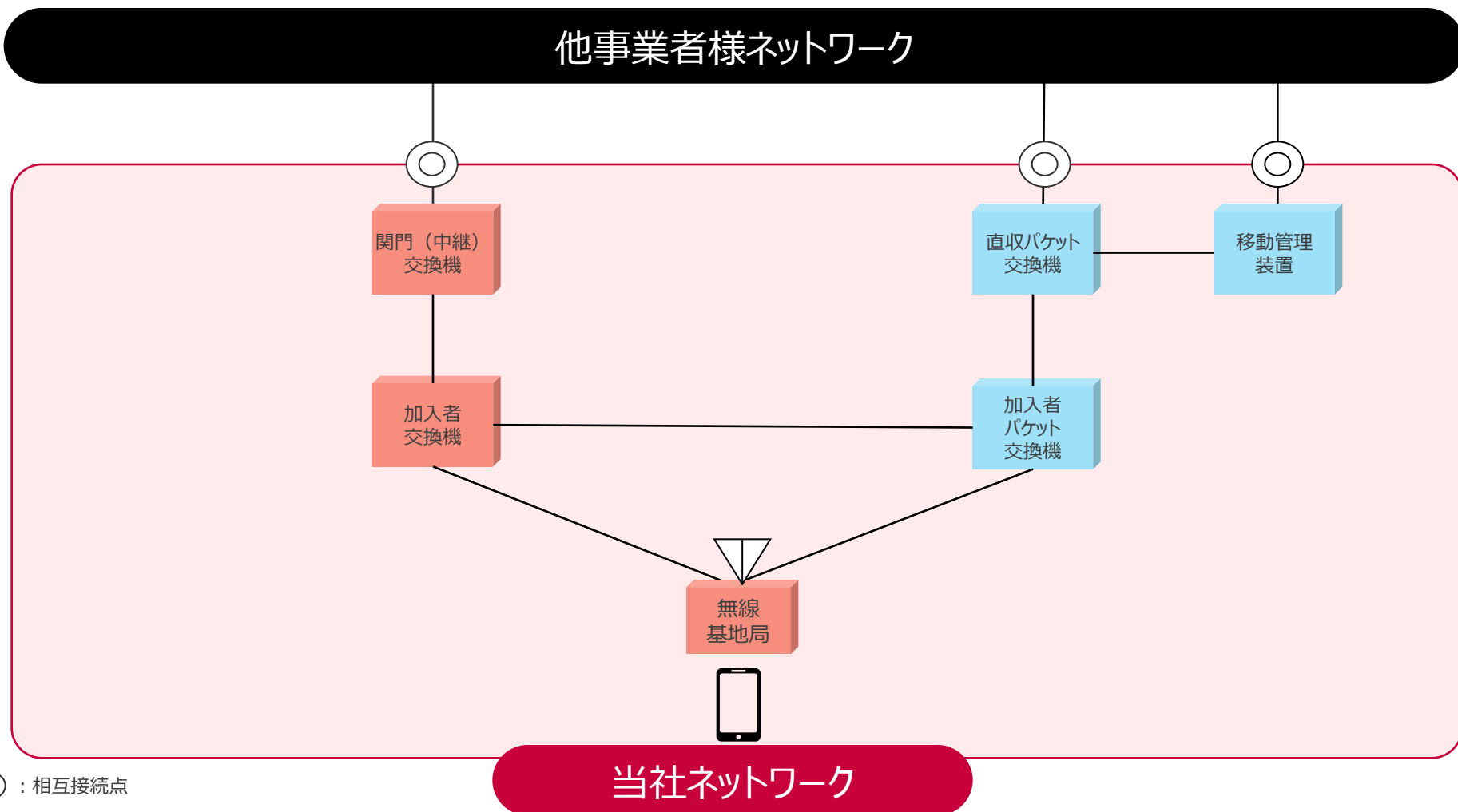
- I 電気通信事業法（接続ルール）の概要
- II 接続の応諾と指定電気通信設備の範囲
- III 接続約款の記載事項
- IV 電気通信事業法（抜粋）
- V 接続約款の目次一覧

本章では、当社ネットワークとの相互接続の概要をご理解いただくために、基本的な網構成、指定電気通信設備、標準的な接続箇所、相互接続に必要な契約、相互接続に伴いお支払いいただく費用等について解説しております。

I	当社のネットワーク構成	1-1
II	第二種指定電気通信設備	1-2
III	標準的な接続箇所と技術的条件	1-3
IV	相互接続に必要な契約等	1-4
V	相互接続に伴う費用	1-5
VI	相互接続の主な形態	1-6～9

I 当社ネットワーク構成

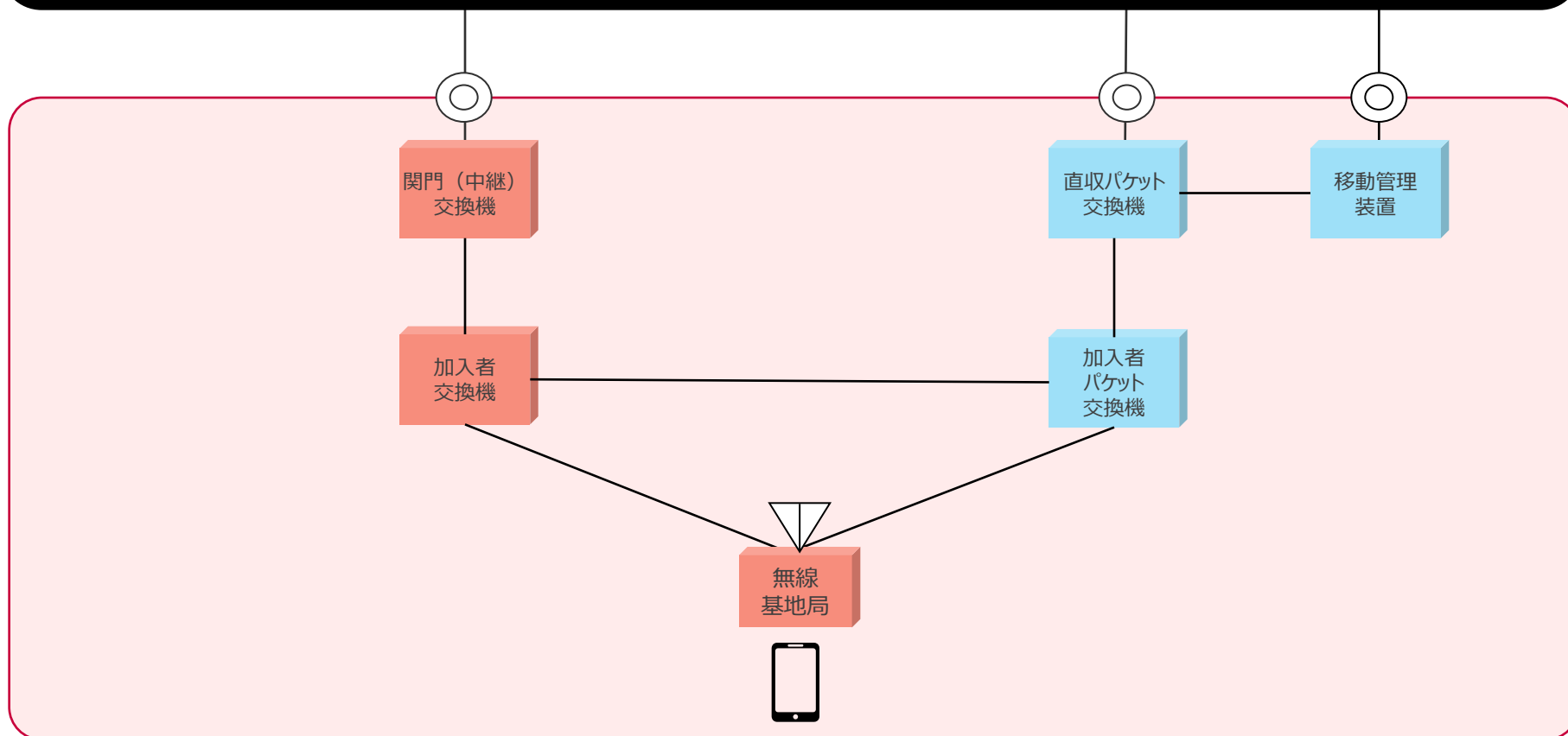
▶ 当社は、業務区域内における通信を提供します。下図は当社のネットワークの構成イメージです。



Ⅱ 第二種指定電気通信設備

- 本ガイドブック内で解説する当社の設備は、他事業者様との適正かつ円滑な接続を確保すべき設備として総務大臣より指定 *された「第二種指定電気通信設備」（以下「指定設備」といいます。）です。

他事業者様ネットワーク

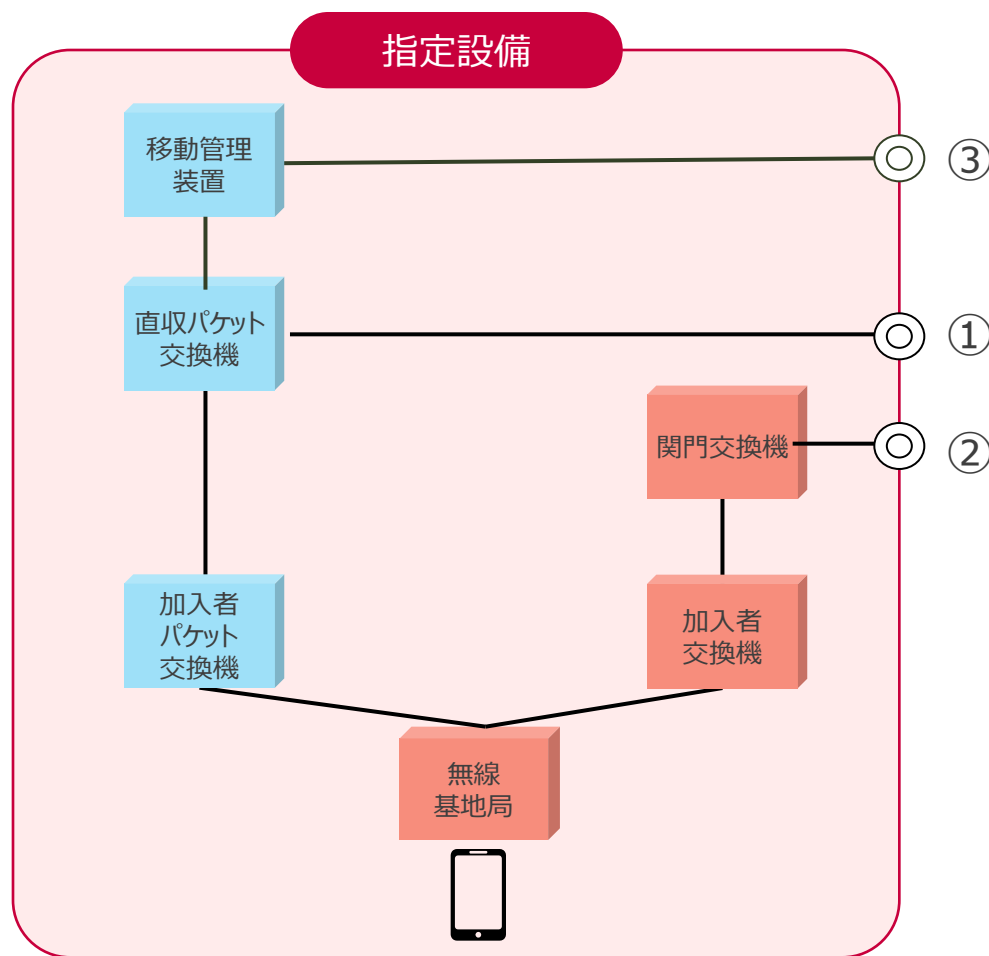


◎ : 相互接続点

*総務省告示第72号（2002.2.7）

Ⅲ 標準的な接続箇所と技術的条件

- ▶ 当社では接続約款の中で標準的な接続箇所を提供しています。各接続箇所でのインタフェースは、他事業者様が予め技術検討ができるよう、接続約款（技術的条件集）に記載しています。

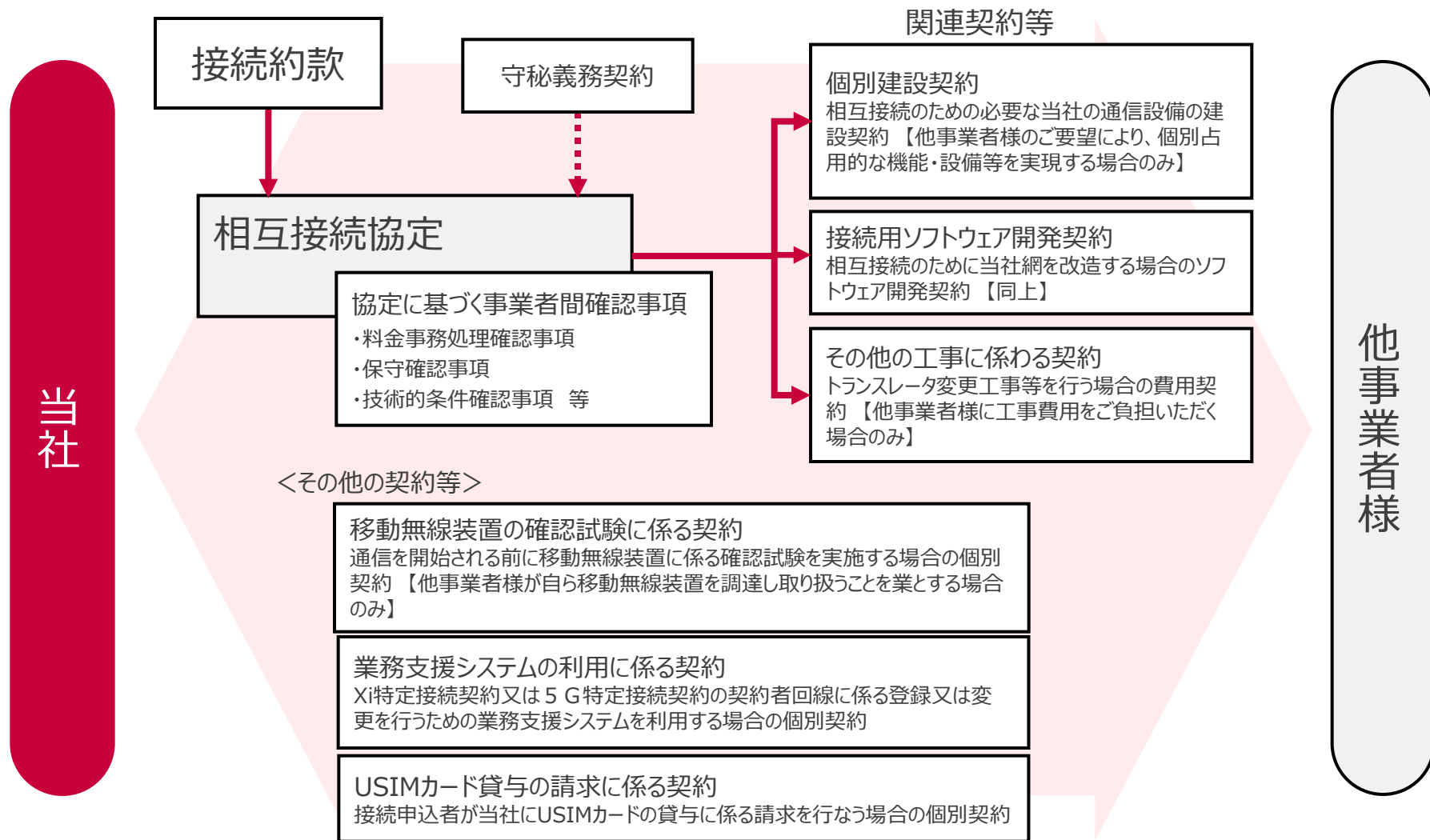


◎ : 相互接続点

標準的な接続箇所	インタフェース
① 直収パケット交換機のルータ	対パケットデータ直収 (LTE) ユーザインタフェース (技術的条件集 第2章 第10節)
② 関門交換機の伝送装置	対移動体事業者 (SMS) インタフェース (技術的条件集 第2章 第11節) 対移動体事業者 (IP) インタフェース (技術的条件集 第2章 第12節) 対地域/国際事業者 (IP) インタフェース (技術的条件集 第2章 第13節)
③ 移動管理装置のルータ	直接協定事業者HSS接続用インタフェース (技術的条件集 第2章 第14節) 直接協定事業者SMSC接続用インタフェース (技術的条件集 第2章 第15節)

IV 相互接続に必要な契約等

- 相互接続に関して事業者間で取り決める事項は多岐にわたります。
- 接続の態様に応じて様々な契約を締結します。



V 相互接続に伴う費用

▶ 当社と相互接続を行うにあたって、他事業者様にご負担いただく主な費用は以下のとおりです。

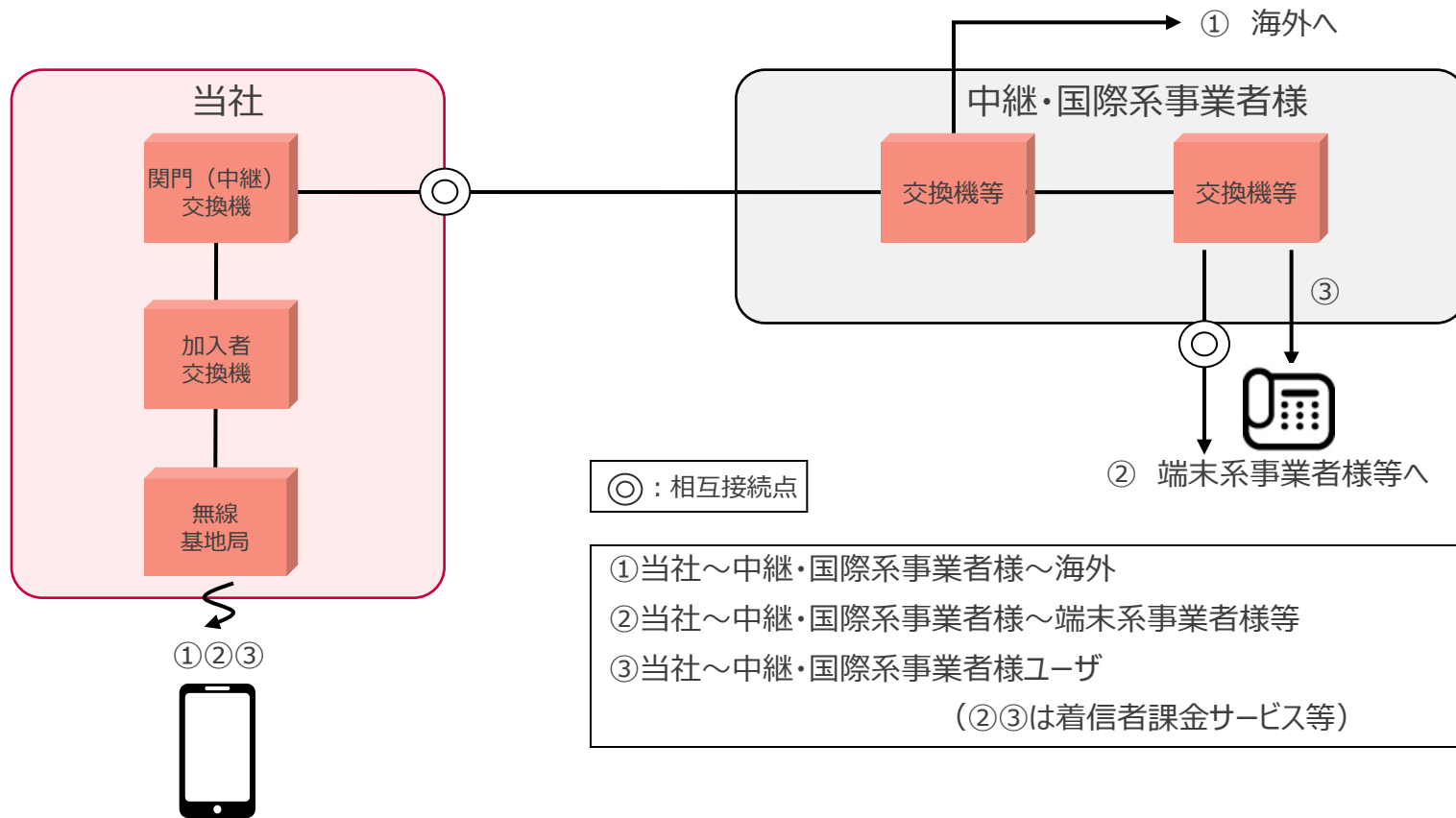
項目	内容	費用請求方法等
網使用料	ネットワークの基本的な接続機能の使用料	回線交換接続の場合、接続約款に規定された通話毎の使用料（従量制）を暦月単位で集計し請求します。
網改造料 個別建設費 接続用ソフトウェア開発費	他事業者様の要望により、個別占用的機能を実現するためにドコモネットワークを改造・改修した場合等の当該機能や設備の使用料	改造に要した費用（個別建設費、接続用ソフトウェア開発費等）を年額料金に計算し、12分の1を月毎に請求します。 *利用中止、更改時においても網改造料の支払い義務があります。 *トランクポート等機能の費用請求方法は上記と異なります。
工事費 トランスポート変更工事費他	他事業者様の要望により、契約者回線番号等を登録又は変更する場合の工事費用	発生単位（番号、工事等）毎に請求します。
手数料 料金回収手数料他	他事業者様の要望により、接続に関連する作業を行った場合の費用	発生単位（件等）毎に請求します。ただし、料金回収手数料及び債権譲受手数料は月毎に請求します。
電話ユニバーサルサービス料	電話ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金	当社サービス契約約款に規定する電話ユニバーサルサービス料と同額を契約回線数（番号数）に応じて暦月単位で集計し請求します。
ブロードバンドユニバーサルサービス料	ブロードバンドユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金	当社サービス契約約款に規定するブロードバンドユニバーサルサービス料と同額を、当社が別に定める方法により請求します。
USIMカード	協定事業者が当社にUSIMカードの貸与に係る請求を行い、当社がその請求を承諾した時に要する費用	接続約款に規定するUSIMカードの貸与に係る費用を、別途事業者間の取り決めにより決定した請求方法により請求します。
相互接続試験費用	接続開始前に、サービスに供する実際の設備を用いて事業者間の通信の正常性等を確認するための試験費用	最低限の必要な試験項目（2-7参照）については、特に費用の請求はいたしません。
その他 切替工事費用、 移動無線装置に係る確認試験費用等	接続開始前に、必要により関連する交換機、回線等の切り替えを行う費用、他事業者様が自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合の移動無線装置に係る確認試験費用 等	事業者間の取り決めにより請求方法を決定します。
	協定事業者との接続に関する協定で定められた規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金（その協定事業者の役務提供区間に係る当社が支払うべき網使用料等の精算に伴い当社が協定事業者に対して精算金を求める場合は、その精算金を含みます。）	当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

※必要な項目は接続形態等により異なります。

※上記費用をご負担いただくにあたり、当社から他事業者様に預託金の預入れ又は金融機関等の債務保証等を請求する場合があります。また、接続約款第39条の2（情報の提出）第2項に規定する「当社が別に定める情報」、第64条の3（債務の履行の担保）第1項4号に規定する「当社が指定する信用評価機関」及び「支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準」については、相互接続に関する当社窓口までお問い合わせ下さい。

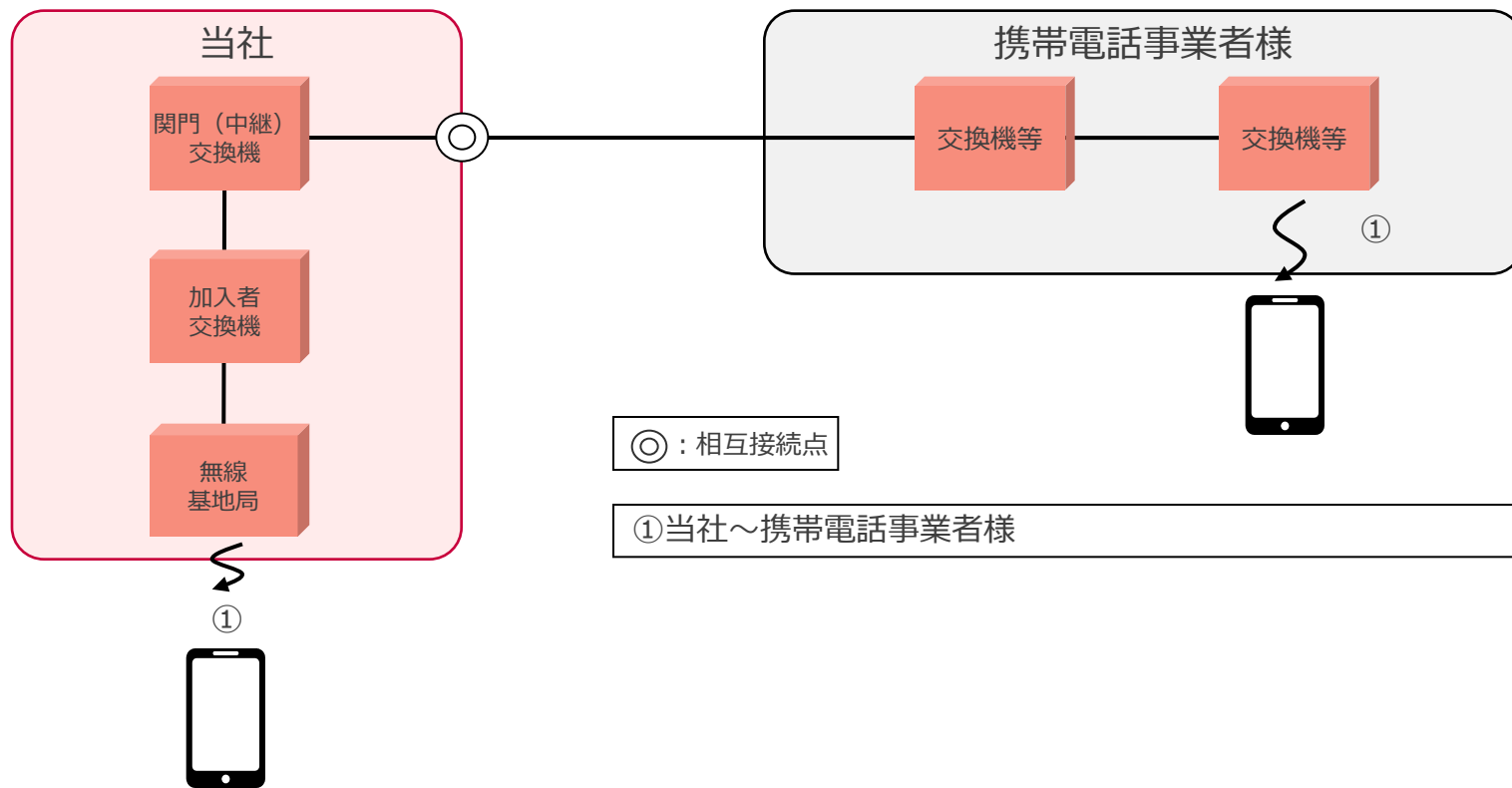
VI-1 相互接続の主な形態 中継・国際系事業者様との接続例

➤ 中継・国際系事業者との代表的な接続形態を示します。



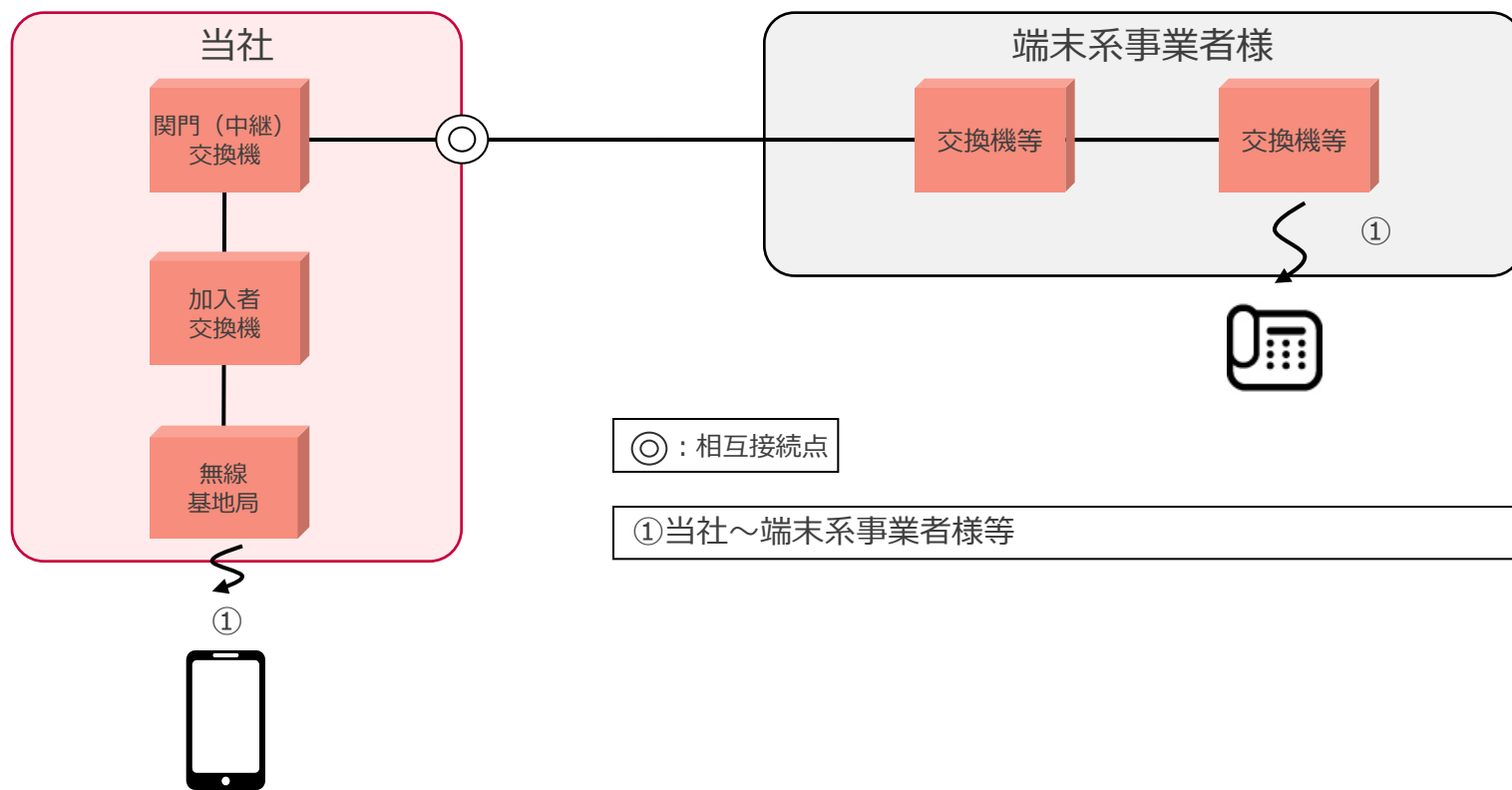
VI-2 相互接続の主な形態 携帯電話事業者様との接続例

- 携帯電話事業者様との代表的な接続形態を示します。



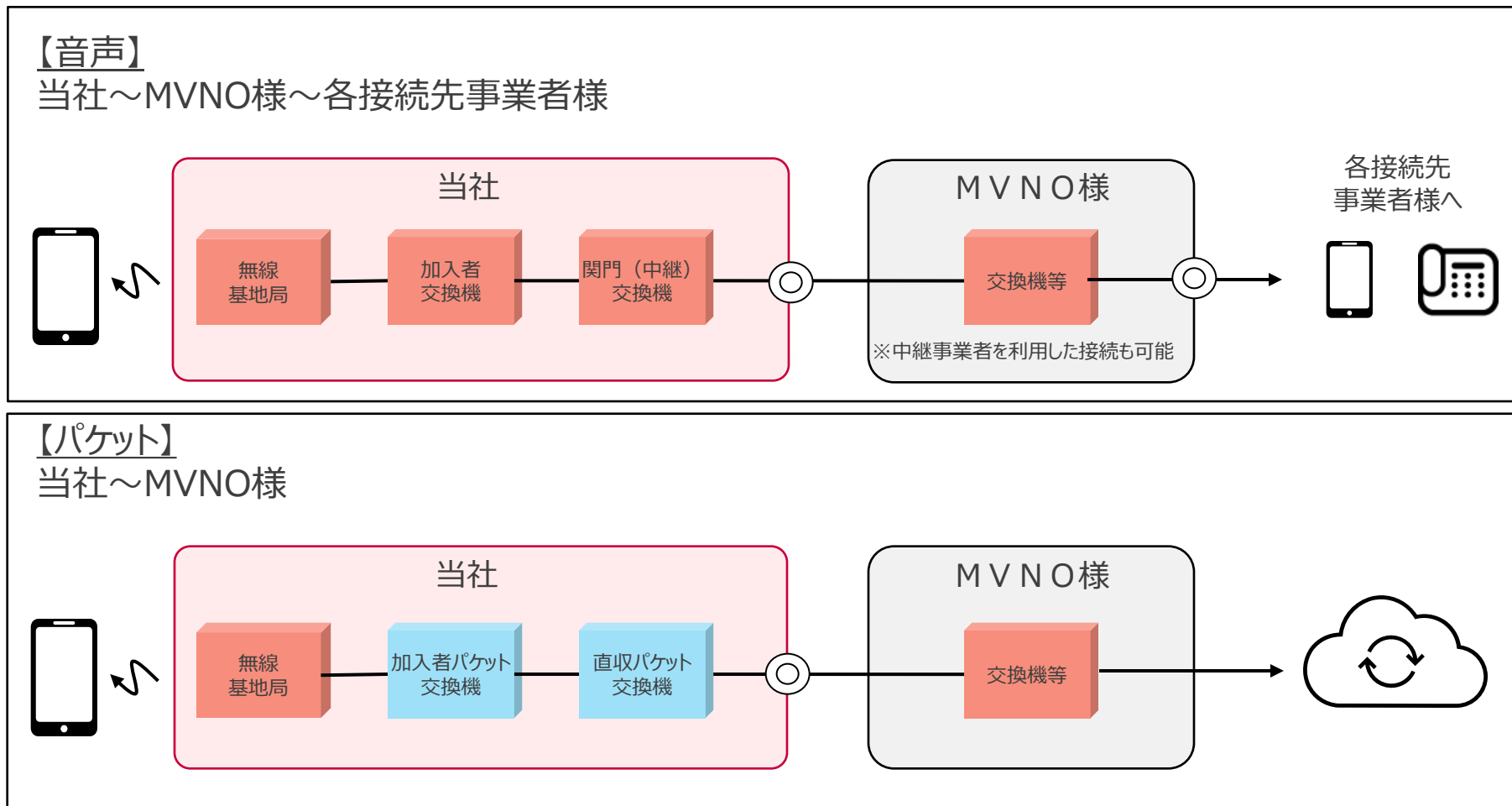
VI-3 相互接続の主な形態 端末系事業者様との接続例

▶ 端末系事業者様との代表的な接続形態を示します。



VI-4 相互接続の主な形態 MVNO様との接続例

➤ MVNO様との代表的な接続形態を示します。



◎ : 相互接続点

本章では、当社ネットワークとの相互接続開始までの手順を示し、更にその手順毎の具体的な手続きについて解説します。

まず、『事前調査から相互接続開始までの概要（2-1）』において、ご希望の接続がどの場合に当てはまるかをご確認の上、その場合に必要となる手順をご覧ください。

また、章末には手続きに必要な様式類を掲載しています。

I	事前調査から相互接続開始までの概要	2-1
II	相互接続手順	2-2～13
III	個別要望開発を伴う場合の手順	2-14～18
IV-1	自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合に必要となる事項	2-19
IV-2	自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合の手順	2-20
IV-3	業務支援システムを利用する場合の手順	2-21
IV-4	USIMカードの貸与に係る請求を行う場合の手順	2-22
	（参考） 当社の包括免許について	2-23～25
V	接続に関してご協力いただく事項	2-26
VI	相互接続に関する窓口のご案内	2-27
VII	様式集及び記入要領	2-28

I 事前調査から相互接続開始までの概要

- ▶ 接続のご要望には、接続申込みから設備工事等実施後接続開始になります。

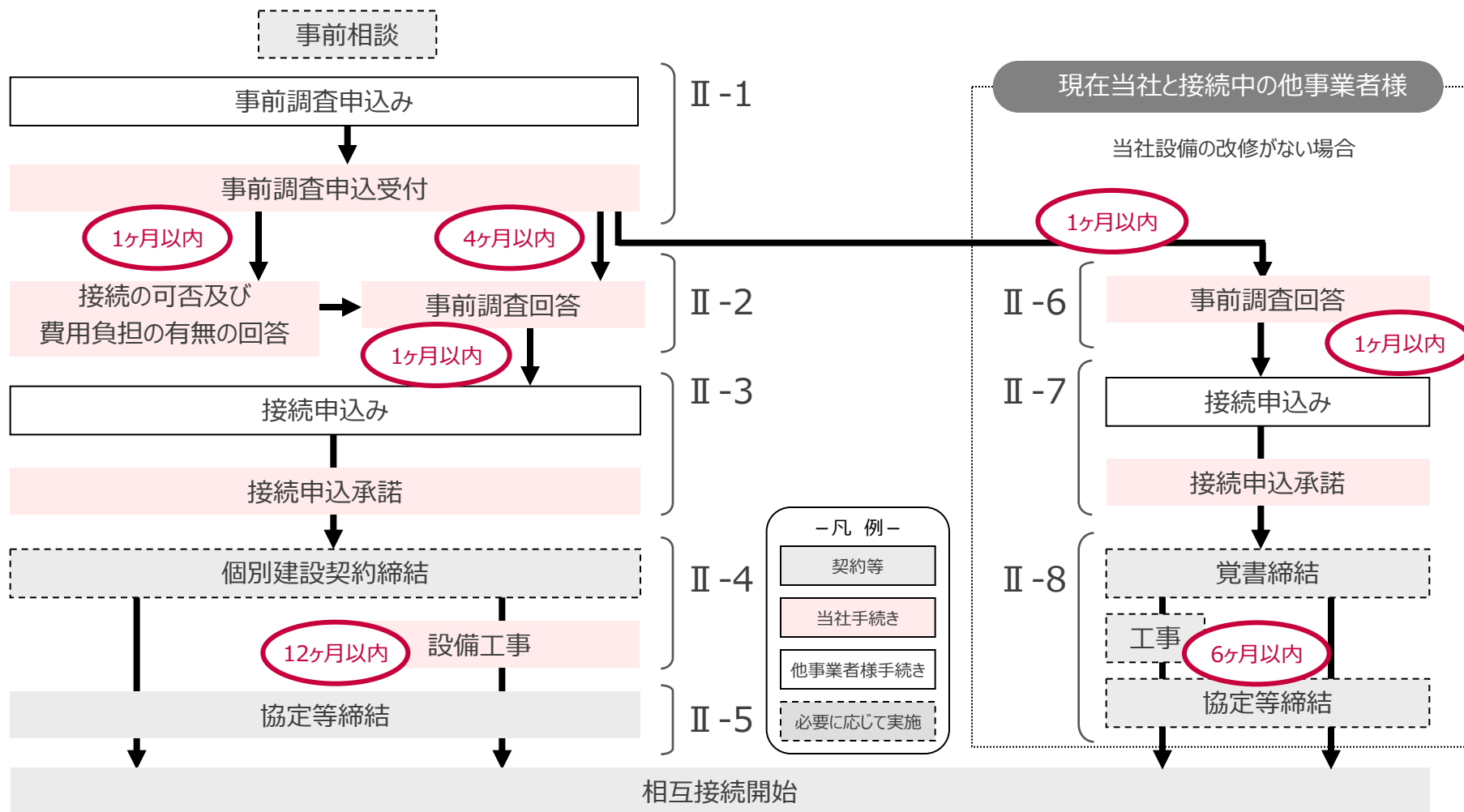
相互接続手順イメージ



※ 設備工事等の期間は工事規模、当社設備状況等に依ります。

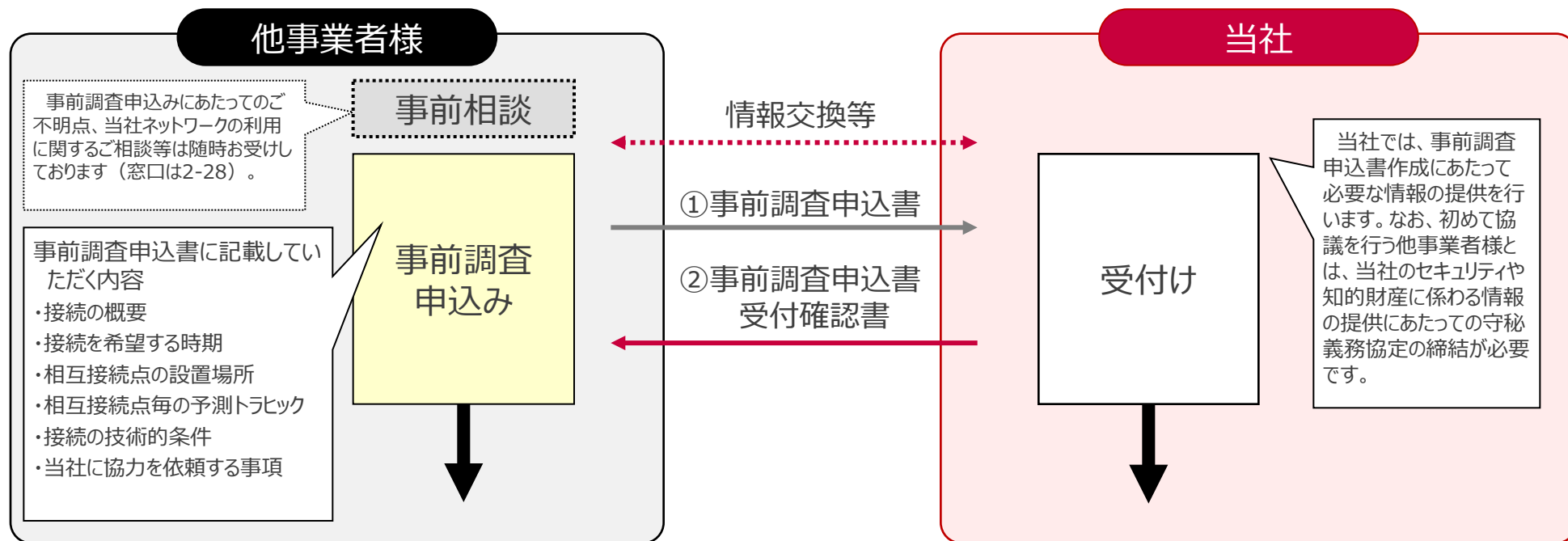
II 相互接続手順

▶ 当社が予めご用意している条件による具体的な相互接続手順は以下のとおりです。



Ⅱ-1 事前調査申込み

- 他事業者様には、まず希望条件等を記載した事前調査申込書を提出していただきます。
- 当社ではお申込み内容をもとに、「接続条件」「接続可能時期」「当社設備改修等の有無」「費用負担の有無」ならびに「お支払いいただく費用」の調査を行います。



解説

① 事前調査申込書（様式1）

必要事項を記載してお申込みください。

* お申込みは電気通信事業者に限らせていただきます（もしくは協定締結までに電気通信事業の登録又は届出を行うことが必要です。）。

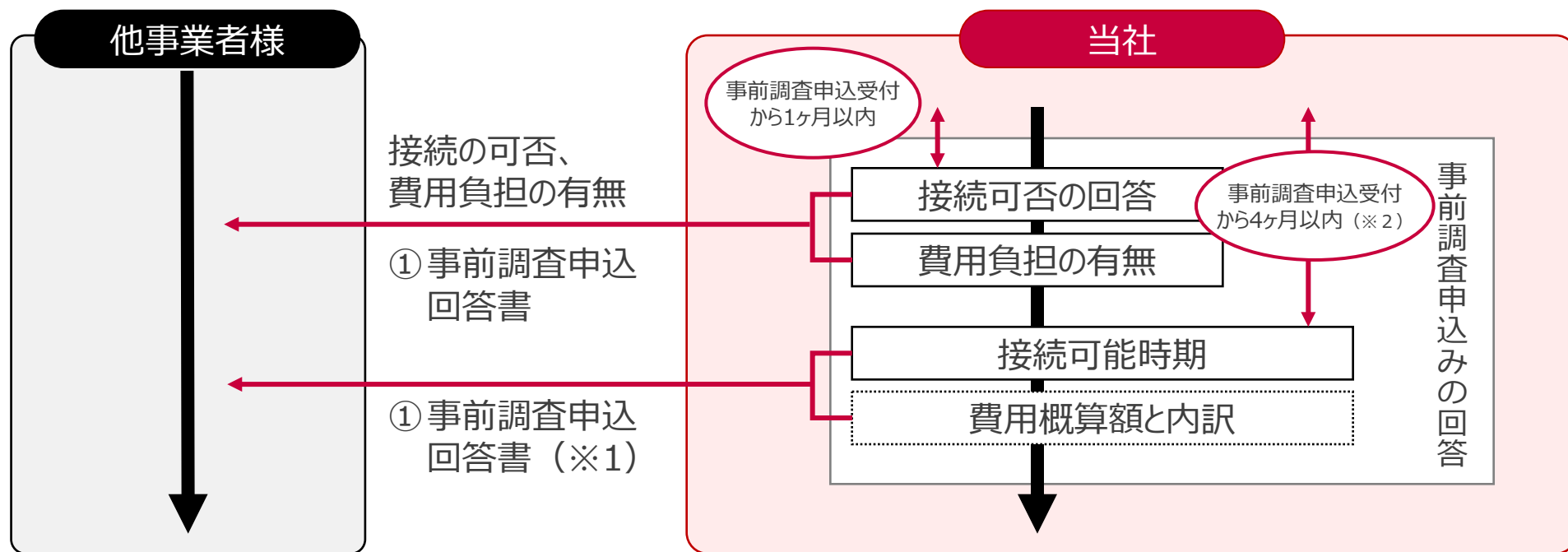
② 事前調査申込書受付確認書（様式2）

当社は申込書に事前調査を行うために必要な事項が記載済であることの確認をもって受付とし、受付日を書面で通知します。

また、接続希望時期が同時期であったり、接続希望設備が重複しているような場合は、受付順に調査を行います。

Ⅱ-2 接続の可否・事前調査申込回答

- 事前調査申込受付から1ヶ月以内に接続の可否を、4ヶ月以内に接続可能時期及びお支払いいただく費用の概算額とその内訳を回答します。



解説

① 事前調査申込回答書（様式3）

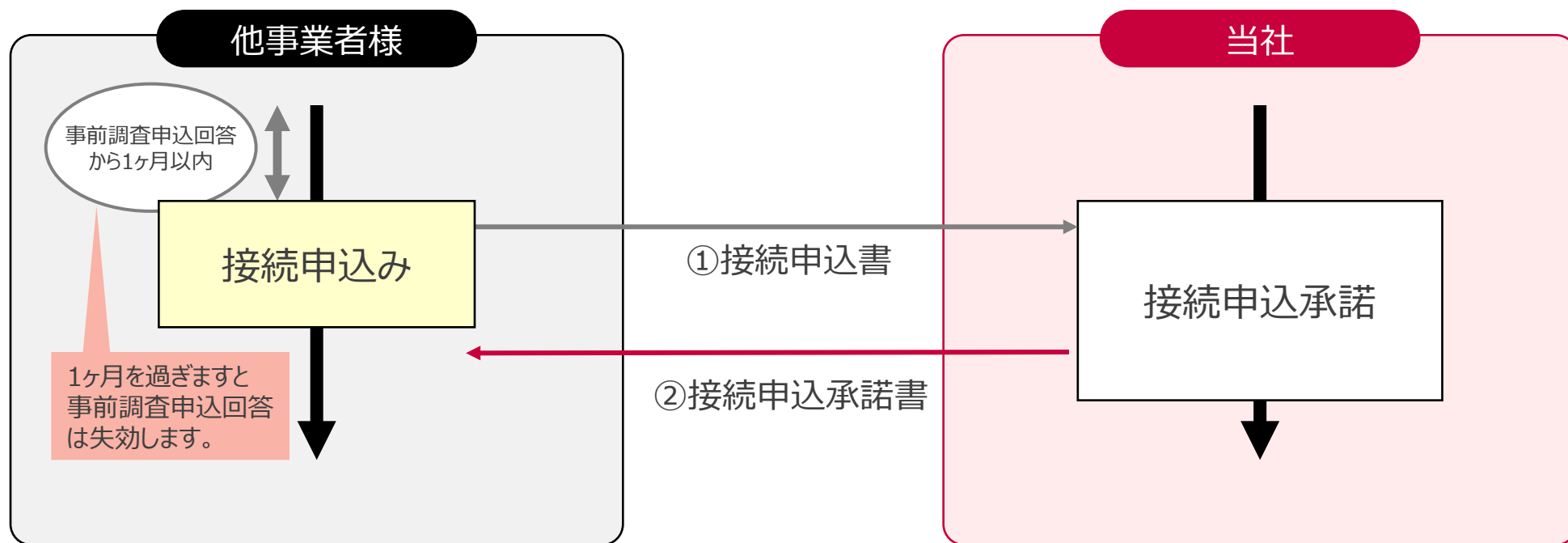
申込み時に記載していただいた他事業者様のご希望条件についての接続可能時期や費用負担の有無（費用を負担いただく場合はお支払いいただく費用の概算額）を回答します。

※ 1 接続可能時期が標準的接続期間を著しく超える場合は、回答に併せてその理由を通知します。

※ 2 工事の規模などにより回答が4ヶ月を超えることがあります。

Ⅱ-3 接続申込み

- 事前調査申込回答から1ヶ月以内に、回答内容に基づき相互接続の正式なお申込みをいただきます。当社では受付順に承諾し、接続手続を開始します。



解説

① 接続申込書（様式4）

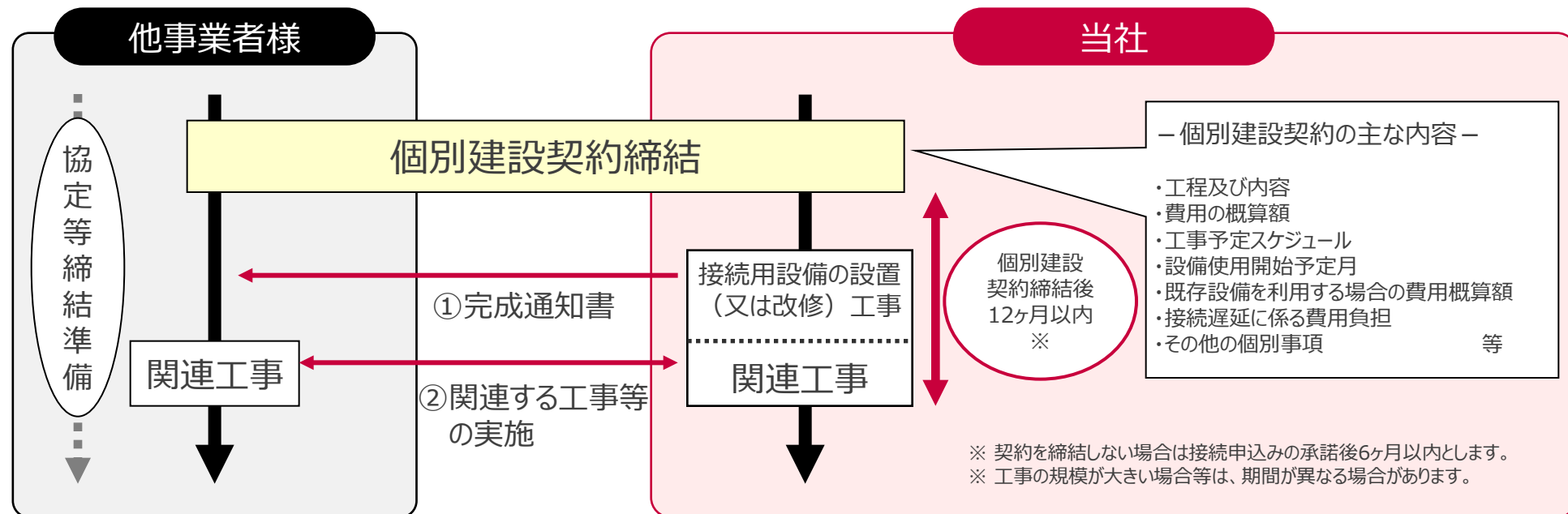
接続申込書をもって他事業者様の接続に対する正式な意思表示とさせていただきます。

② 接続申込承諾書（様式5）

お申込みは受付順に承諾し、書面で通知します。
承諾出来ない場合には、その理由を付して通知します。

Ⅱ-4 個別建設契約・設備工事

- 当社の接続用設備の設置又は改修工事について他事業者様に費用を負担していただく必要がある場合は、「個別建設契約」を締結し、工事に着手します。
- 当社は特別の事情がない限り、個別建設契約締結後12ヶ月以内に工事を完了するよう努めます（具体的な期間は個別建設契約の中で取決めます。）。



解説

①完成通知

当社接続用設備の完成（又は改修完了）後、検査及び試験を実施し、完成通知を書面で行います。

接続用設備設置（又は改修）の変更・中止は、接続用設備の完成前であれば可能ですが、その場合、変更・中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用を別途お支払いいただきます。また変更の場合、ご要望に添えない場合があります。

②関連工事等の実施

関連する工事等（相互接続試験・トランスラック変更工事・切替工事等）があれば併せて実施します。必要に応じて工事実施に関する覚書を締結し、関連工事についての詳細事項を取決めます。

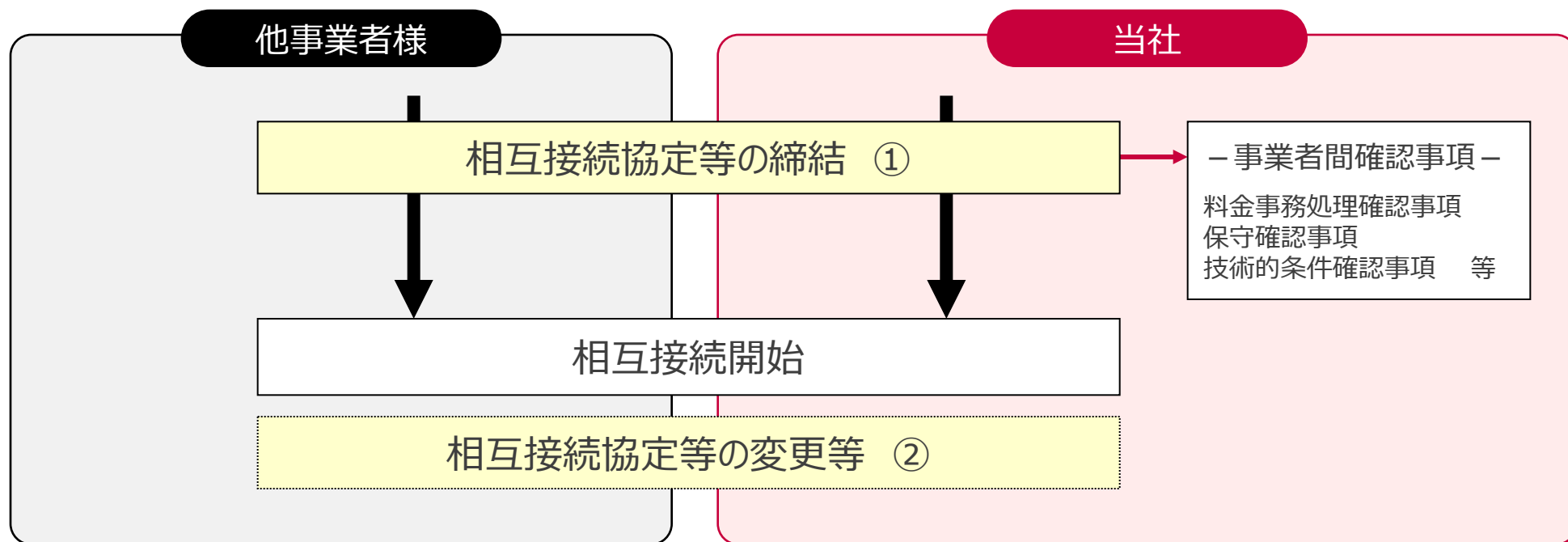
(参考) 関連工事等の概要

- 新たな接続を行うにあたっては、必要に応じて試験及び工事を実施します。以下、主な試験及び工事について記載します。

区 分	工 事 等 の 概 要
相 互 接 続 試 験	<ul style="list-style-type: none">➤ 相互接続開始前に事業者間の通信の正常性等を確認するために、運用を行う実際の設備で行う確認試験です。➤ 相互接続を行うにあたり、相互に必要な試験項目については、特に費用の請求はいたしません。
トランスレータ変更工事等	<ul style="list-style-type: none">➤ 必要に応じて、接続開始に関連する交換機のトランスレータ（番号翻訳部）やその他のデータの変更等の工事を実施します。➤ 他事業者様に工事費をご負担頂く場合には、別途工事に関する契約を締結の上、工事完了後に工事費を請求します。
切 替 工 事	<ul style="list-style-type: none">➤ 必要に応じて、関連する交換機、回線の切替工事を実施します。➤ 他事業者様に工事費をご負担頂く場合には、別途工事に関する契約を締結の上、工事完了後に工事費を請求します。

Ⅱ-5 相互接続協定の締結

- 事相互接続の開始までに相互接続協定等を締結します。



解説

① 相互接続協定等の締結

設備工事等と並行して、相互接続協定や、接続開始後の料金精算や保守等に関する具体的な事務処理規定を定めた事業者間確認事項を締結します。

② 協定上の地位の移転・承継、協定の変更、協定の解除、協定の消滅等。

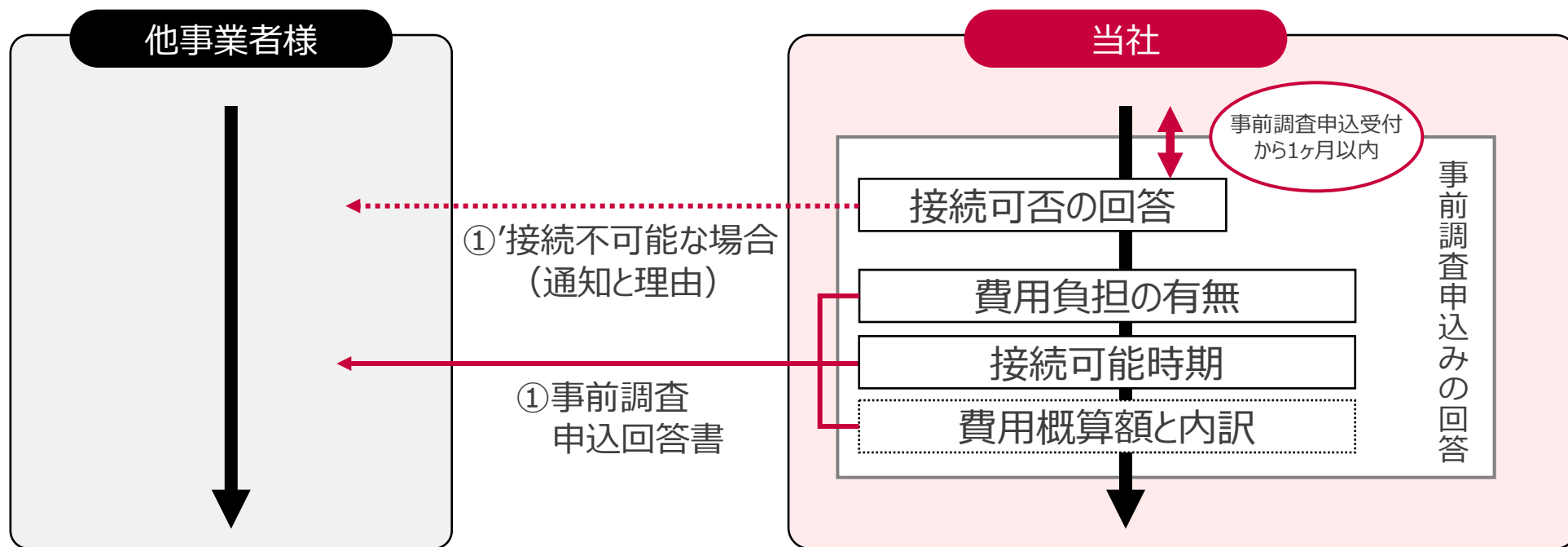
(参考) 確認事項の概要

- 接続開始後の具体的な事務処理方法等の取決めとして、必要に応じて事業者間確認事項を締結します。相互接続の円滑な運用のために必要な契約です。以下、主な確認事項について記載します。

区 分	主な取り決め内容
料金事務処理確認事項	接続開始後の料金等の請求又は支払いに係る事務処理を円滑に進めるため、精算額の算出方法及び具体的な決済方法について確認します。
保守確認事項	相互接続協定に基づき、網の相互接続を円滑に行うため、当社と他事業者様との間の保守に関する基本事項（各措置のフロー、連絡窓口一覧等）について確認します。
国際電話利用契約者情報の提供に関する事業者間確認事項	相互接続協定書に基づき、国際系事業者様等への契約者情報の提供を円滑に進めるため、情報提供に係る具体的な事務処理等について確認します。
技術的条件確認事項	他事業者様との接続における技術的条件等を明確にするため、技術的条件集に定める選択可能な条件のうち現行の信号方式及び信号シーケンス等について確認します。

Ⅱ-6 事前調査申込回答（設備改修なし）

- 事前調査申込受付から1ヶ月以内に、接続可能である旨とその可能時期、並びに工事がある場合には費用概算額とその内訳を回答します。



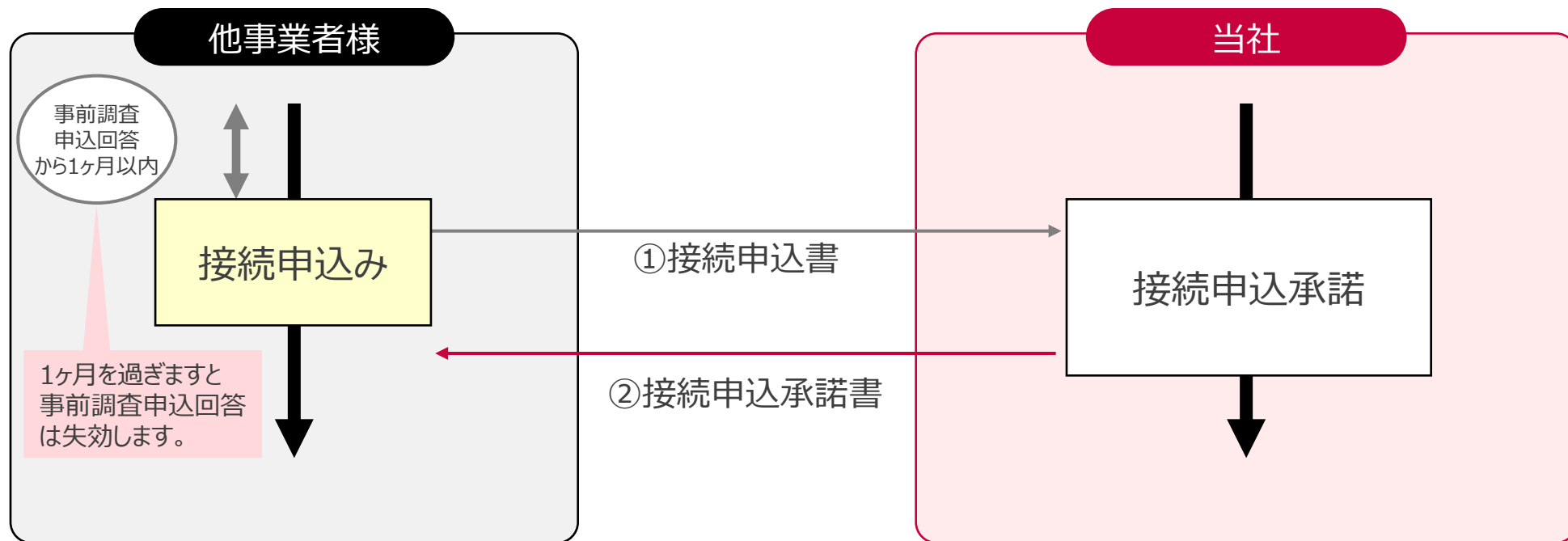
解説

①事前調査申込回答書（様式3）

申込み時に記載していただいた他事業者様のご希望条件についての接続可能時期や費用負担の有無（費用を負担いただく場合は費用の概算額）を回答します。接続ができない場合には理由を付して通知します（①'）。

Ⅱ-7 接続申込み（設備改修なし）

- 事前調査申込回答から1ヶ月以内に、回答内容に基づき相互接続の正式なお申込みをいただきます。当社では受付順に承諾し、接続手順を開始します。



解説

① 接続申込書（様式4）

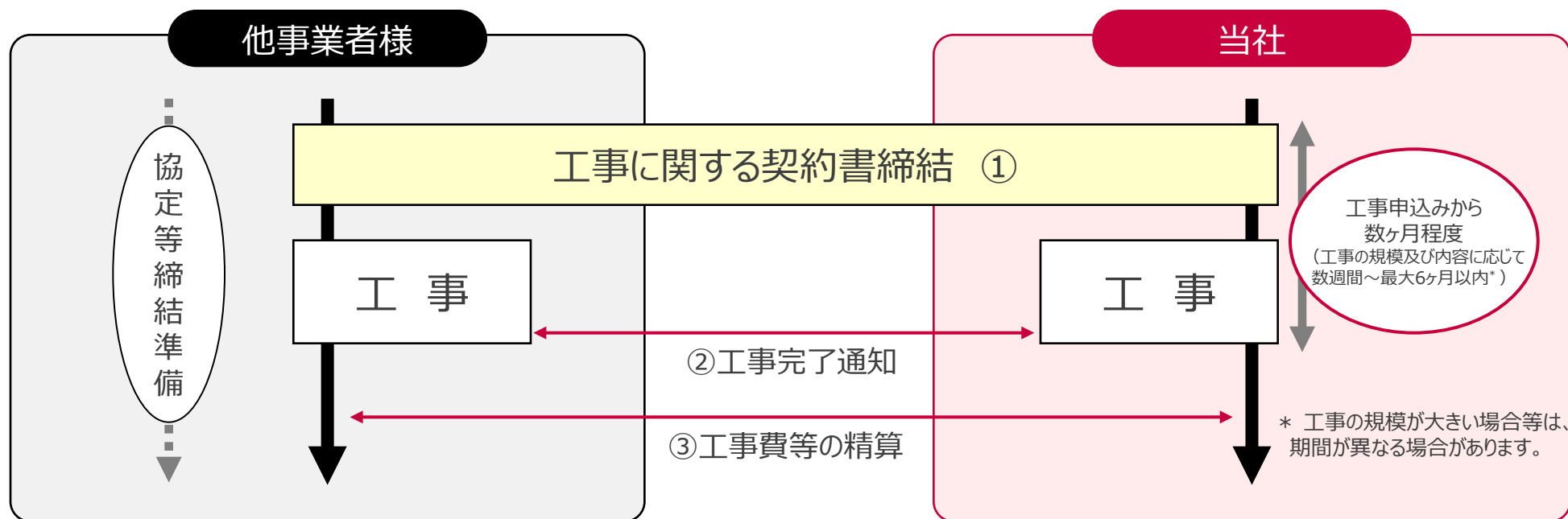
接続申込書をもって他事業者様の接続に対する正式な意思表示とさせていただきます。

② 接続申込承諾書（様式5）

お申込みは受付順に承諾し、書面で通知します。
承諾出来ない場合には、その理由を付して通知します。

Ⅱ-8 契約書締結・工事（設備改修なし）

- 工事を実施する場合には、精算方法等を定めた契約書を締結します。当社は申込み受付後数ヶ月程度（工事規模及び内容に応じて数週間～最大6ヶ月以内*）で工事を完了します。



解説

① 工事に関する契約書

工事を実施するにあたって、工事費用の概算額、支払い方法及びその他の個別事項を取決めます。

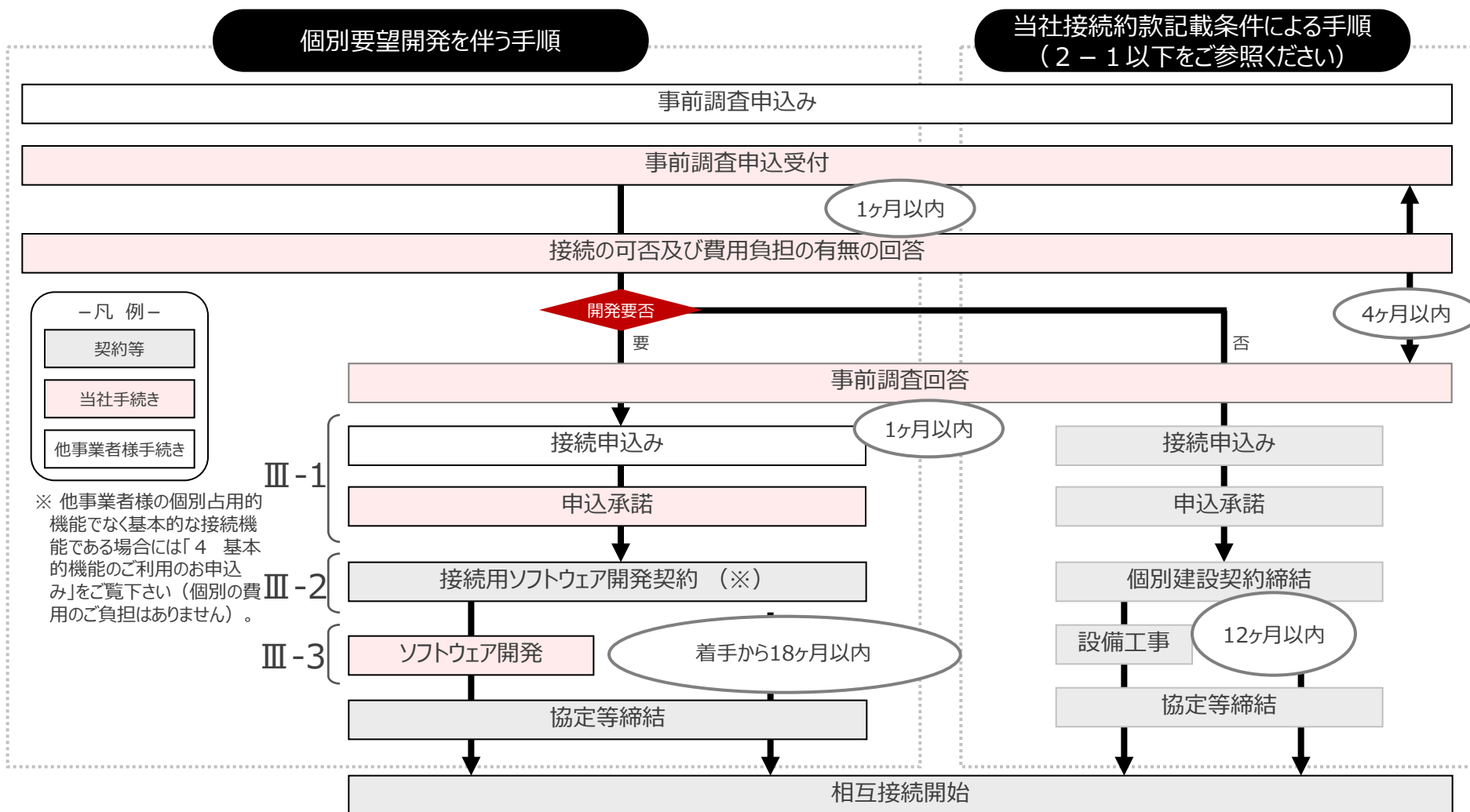
② 工事完了通知

実施内容を明確にするため、必要に応じてお互い工事完了の旨を通知します。

③ 工事費等の精算

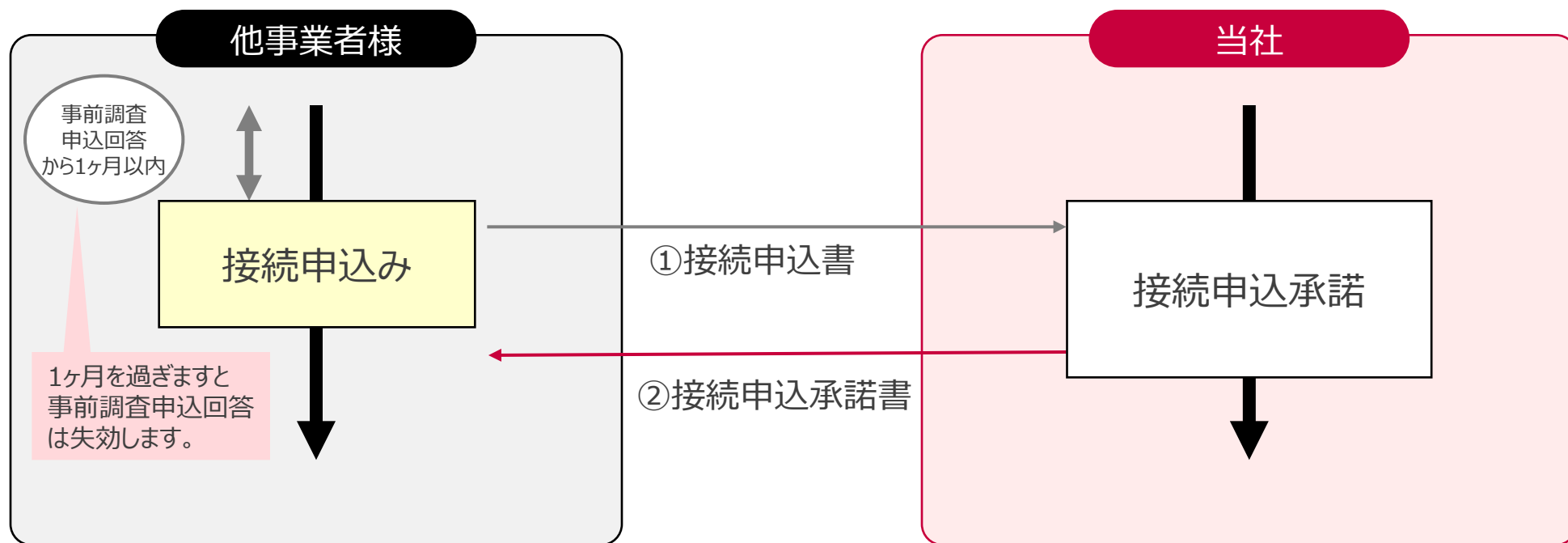
契約書に定める規定に従って別途工事費等の精算を行います。
※工事の着手後、完了までの間に中止等のお申込みがあった場合には、別途費用を算出してお支払いいただきます。

Ⅲ 個別要望開発を伴う場合の手順



Ⅲ-1 接続申込み（個別要望開発）

- 事前調査申込回答から1ヶ月以内に、回答内容に基づき相互接続の正式なお申込みをいただきます。



解説

① 接続申込書（様式4）

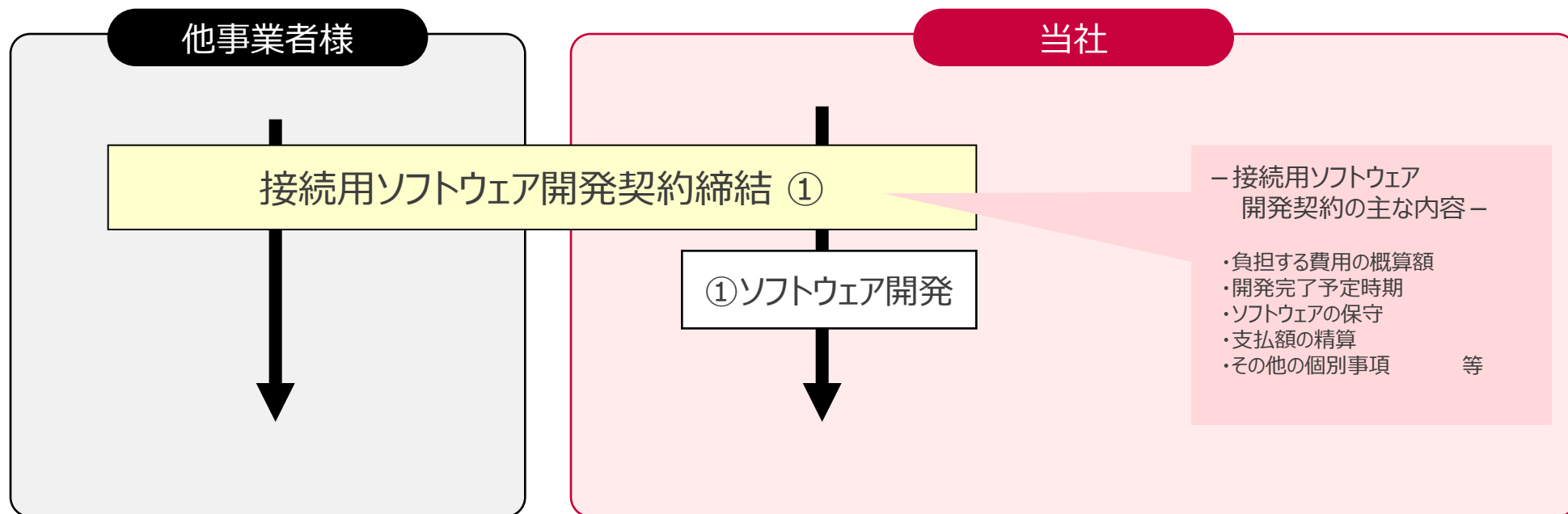
接続申込書をもって他事業者様の接続に対する正式な意思表示とさせていただきます。

② 接続申込承諾書（様式5）

お申込みは受付順に承諾し、書面で通知します。
承諾出来ない場合には、その理由を付して通知します。

Ⅲ-2 接続用ソフトウェア開発契約締結（個別要望開発）

- 申込みを承諾した後「接続用ソフトウェア開発契約」を締結します。



解説

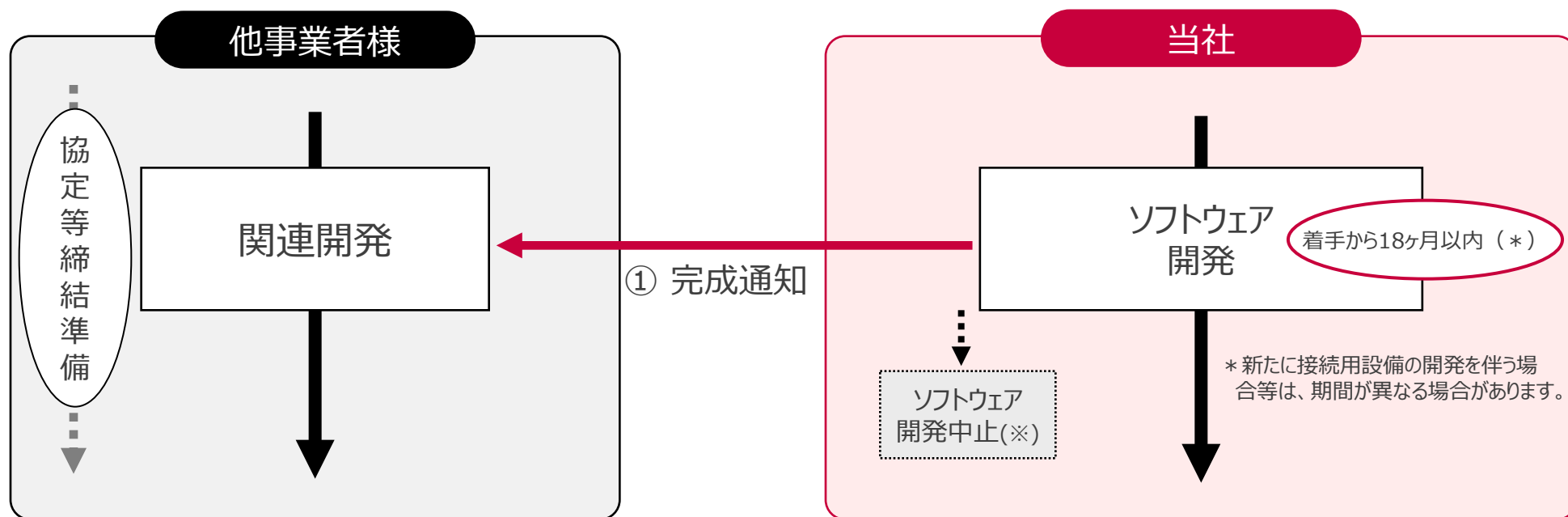
① 接続用ソフトウェアに係る権利等

接続用ソフトウェアに係る権利（所有権、著作権、特許権その他の無体財産権）は当社又は当社が開発を委託した第三者に帰属します。

- ・接続の基本的機能となる場合は開発に関する申込み等は必要ありません（ソフトウェア開発に関する個別の費用のご負担もありません）。
- ・接続用ソフトウェア開発にはそのソフトウェアの開発のために必要な接続用設備の設置（又は改修）を含みます。

Ⅲ-3 接続用ソフトウェア開発（個別要望開発）

- 接続用ソフトウェアの開発は、特別の事情がない限り、着手から18ヶ月以内*に完了するよう努めます。



解説

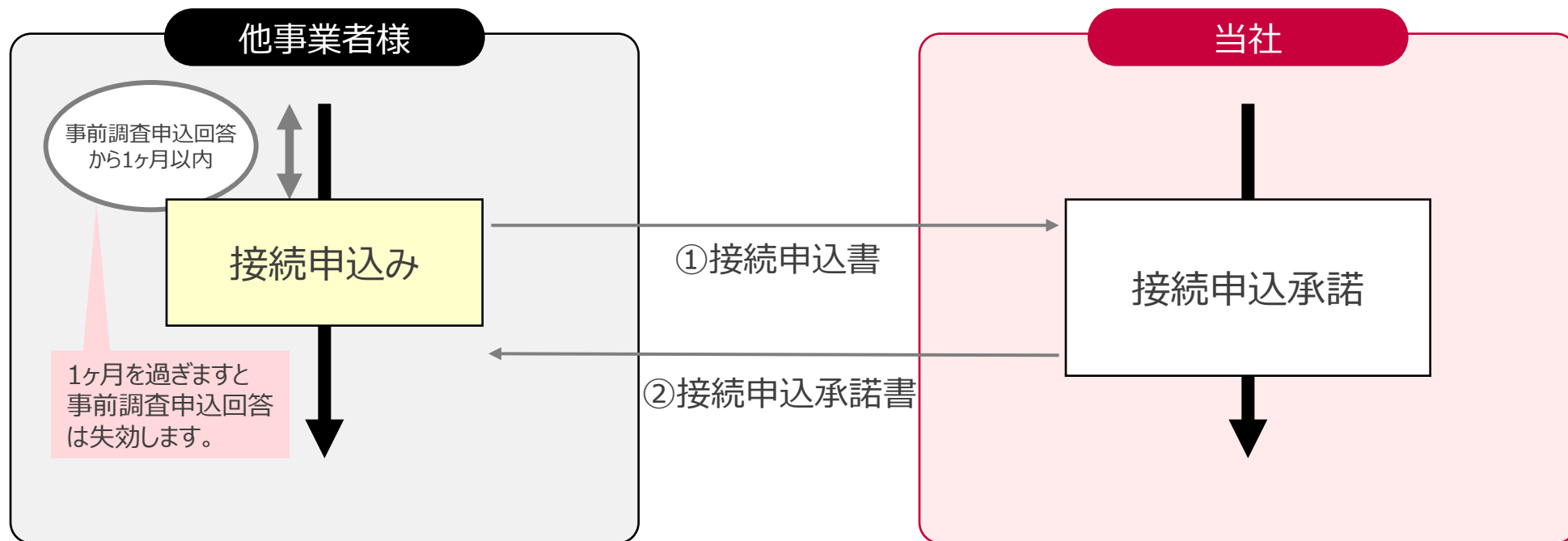
① 完成通知

ソフトウェア開発後（付随する設備改修等を含みます）、検査及び試験を実施し完成通知を書面で行います。

※ 接続用ソフトウェアの開発の中止は、完成前であれば可能ですが、その場合、中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用を別途お支払いいただきます。

Ⅲ-4 基本的な接続機能ご利用のお申込み（個別要望開発以外）

- ▶ 個別要望開発に該当しない機能（基本的な接続機能＝標準的な接続箇所において、当社を含め事業者が共通で利用できる標準的機能）については、事前調査申込回答から1ヶ月以内に回答内容に基づき相互接続の正式なお申込みをいただきます。



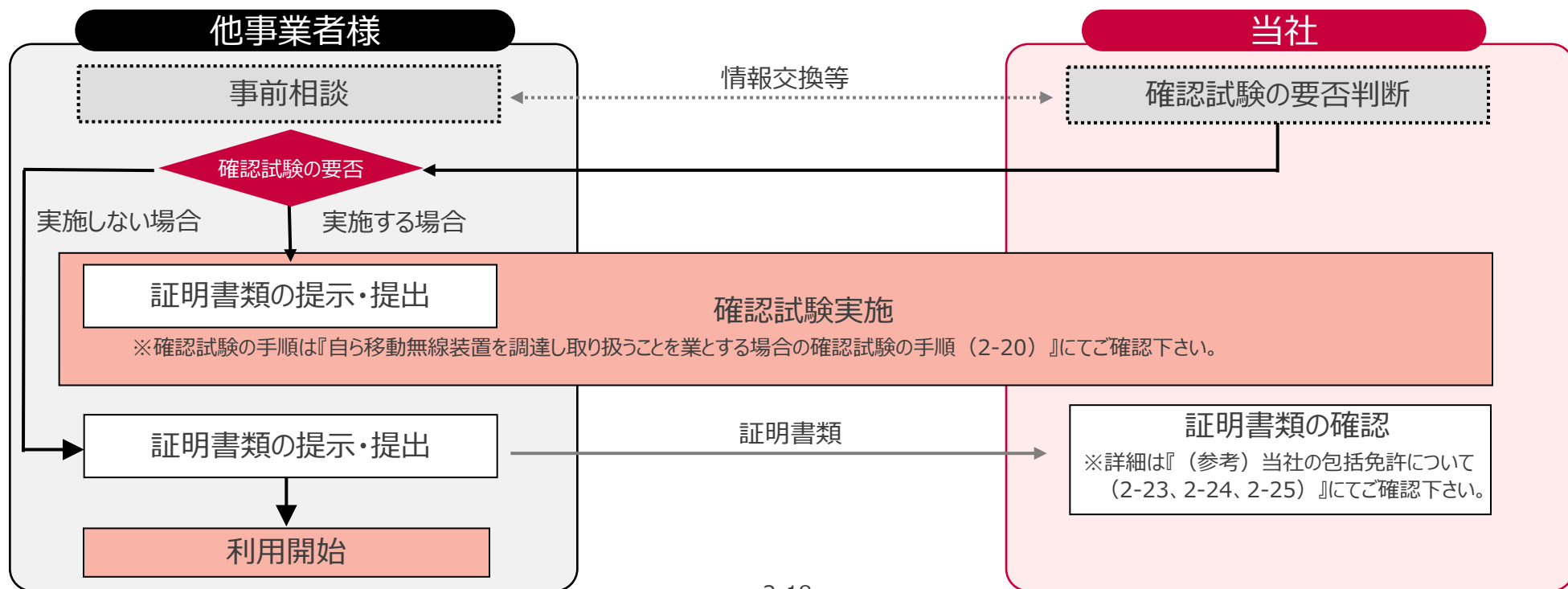
解説

- ① 接続申込書（様式4）
- ② 接続申込承諾書（様式5）

開発する機能が接続の基本的機能である場合には、他事業者様から個別に費用のご負担はいただきません。

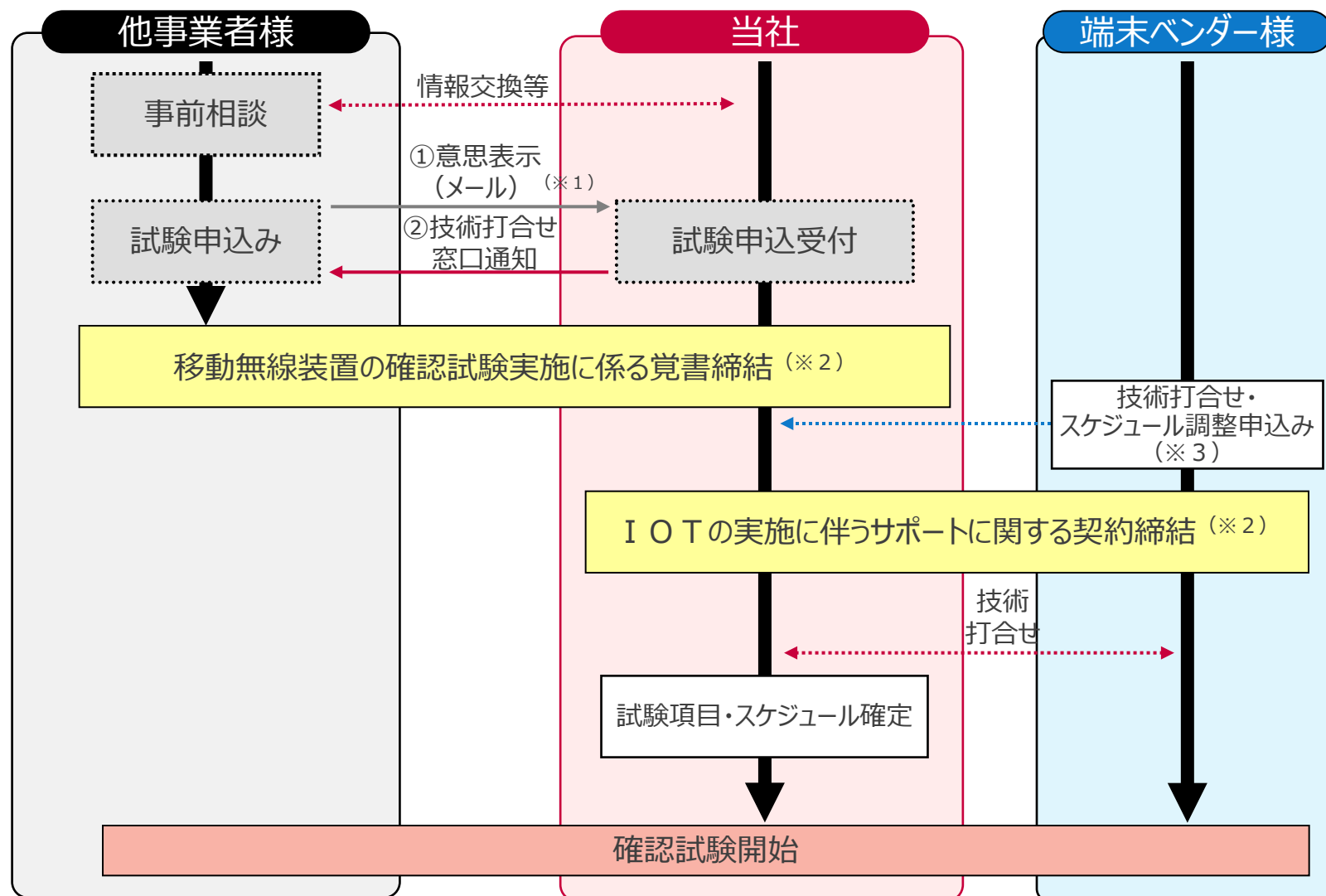
IV-1 自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合に必要となる事項

- 当社では、接続約款の中で混信等防止の規定を定めており、混信等が他事業者様が自ら調達された移動無線装置に起因する場合は、発信停止等の対応を行うこととなります。このような事態を未然に防ぐため、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると当社又は他事業者様が判断したときは、移動無線装置に係る確認試験により、事前に当社ネットワークと正常な接続確認を行うために試験を実施するよう協議を申し入れることができます。
- なお、移動無線装置に係る確認試験の有無に係らず、その移動無線装置が法令で定める技術基準を満たしていることを確認するため、以下の事項を証明する書類を提示・提出していただきます。
 - ①電波法第3章で定める技術基準を満たしていること
 - ②事業法第69条及び端末設備等規則で定める技術基準を満たしていること



IV-2 自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合の確認試験の手順

➤ 標準的な移動無線装置に係る確認試験実施までの手順は以下のとおりです。



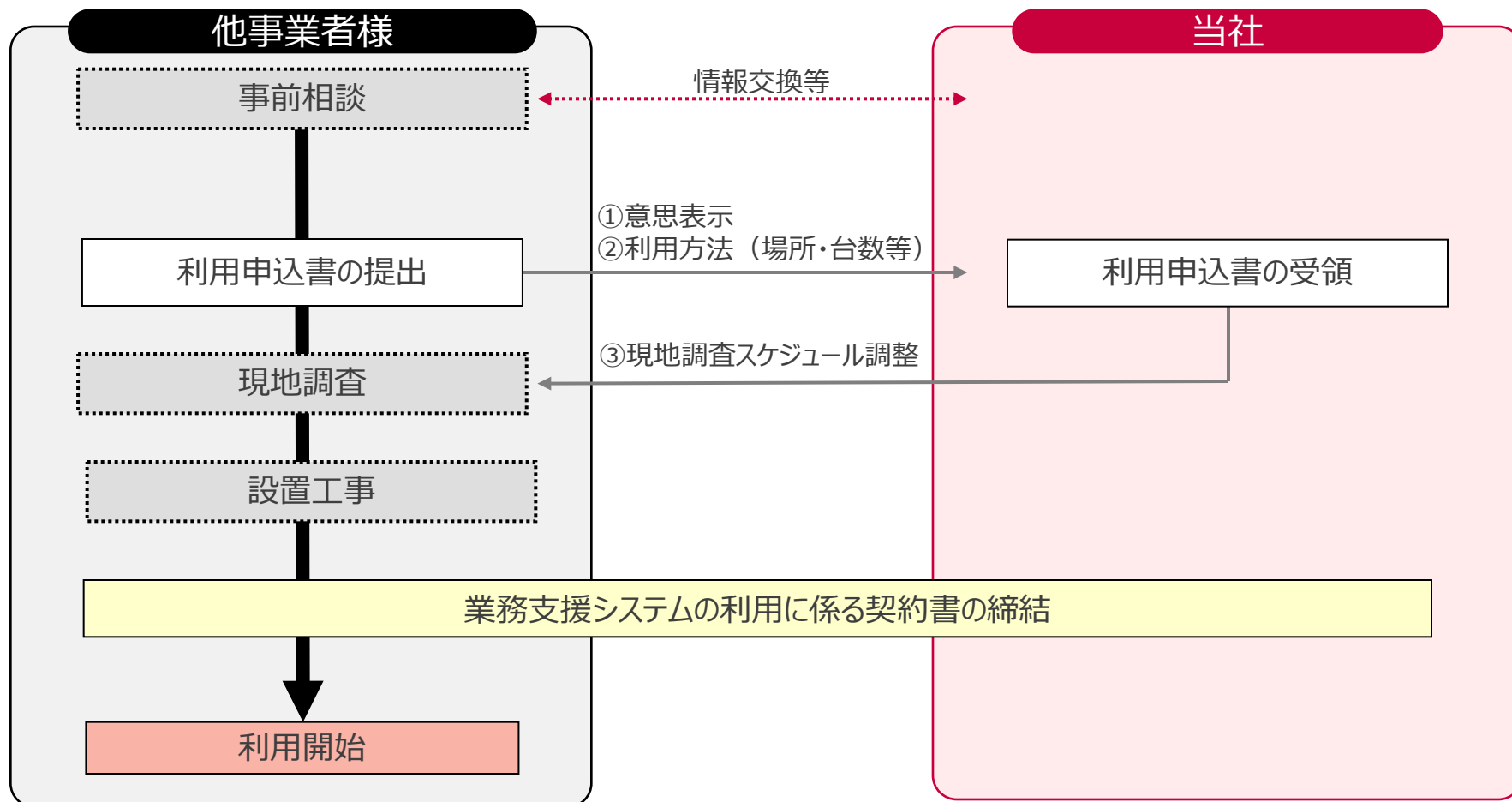
(※1)
試験開始希望日の2か月前までのご連絡をお願いしております。

(※2)
既に締結済みの場合は省略します。

(※3)
既に他事業者様の確認試験が割り当てられている場合等、試験実施日はご希望に添えない場合がございます。

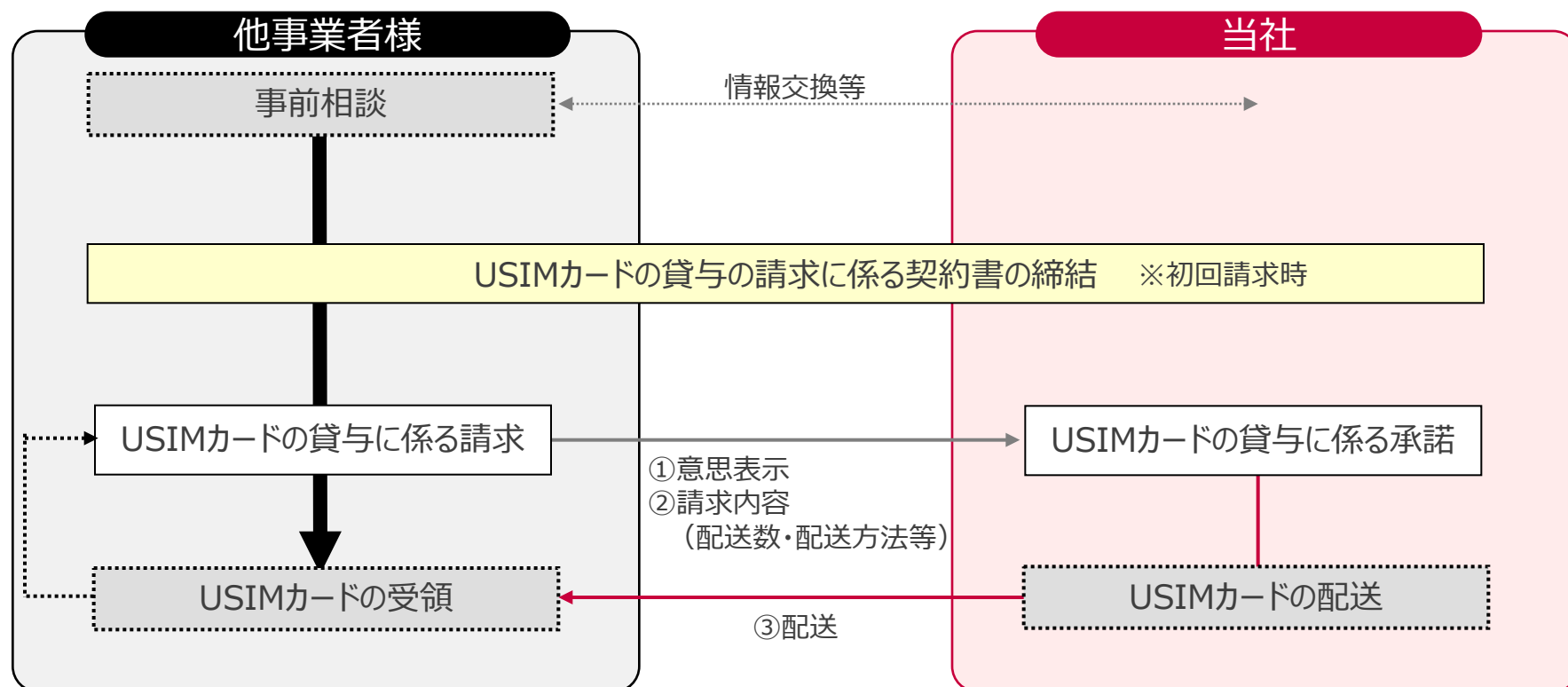
IV-3 業務支援システムを利用する場合の手順

- 当社では、接続約款の中でXi特定接続契約又は5G特定接続契約の契約者回線に係る登録又は変更を行うための「業務支援システム」の規定を定めており、業務支援システムを利用する場合には、当社への利用申込と、その利用等にあたって事務処理及び運用方法ならびにその他の個別の事項を含む契約を締結する必要があります。



IV-4 USIMカードの貸与に係る請求を行う場合の手順

- 当社では、接続約款の中で、当社が協定事業者を通じてXi特定接続契約者又は5G特定接続契約者にUSIMカードを貸与するための規定を定めており、当社へのUSIMカードの貸与に係る請求とその請求に係る事務処理及び運用方法ならびにその他の個別の事項を含む契約を締結する必要があります。



LTE/5G対応端末包括免許

(2026年4月28日現在)

電波の型式並び
に希望する周波
数の範囲及び空
中線電力

5M00 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
1947.6MHz 1947.9MHz 1952.4MHz 1957.2MHz 832.5MHz 842.5MHz 1450.4MHz 200mW

10M0 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
733MHz 837.5MHz 840MHz 1452.9MHz 1457.9MHz 1954.8MHz 1945.2MHz 1945.5MHz 1947.6MHz 1952.4MHz 200mW

15M0 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
837.5MHz 1455.4MHz 1952.4MHz 1947.6MHz 200mW

20M0 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
1774.9MHz 1775MHz 1950MHz 3490.1MHz 3509.9MHz 3450.5MHz 3470.3MHz 200mW

40M0 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
3460.2MHz 3499.8MHz 200mW

80M0 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
3480MHz 400mW

99M9 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
3650.01MHz 4550.01MHz 400mW

100M G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
27.45096GHz 27.55032GHz 27.64968GHz 27.74904GHz 200mW

200M G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
27.50064GHz 27.6GHz 27.69936GHz 200mW

300M G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
27.55032GHz 27.64968GHz 200mW

399M G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
27.6GHz 200mW

LTE対応端末包括免許

(2026年4月28日現在)

電波の型式並び
に希望する周波
数の範囲及び空
中線電力

5M00 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
1947.6MHz 1947.9MHz 1952.4MHz 1957.2MHz 832.5MHz 842.5MHz 1450.4MHz 200mW

10M0 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
733MHz 837.5MHz 840MHz 1452.9MHz 1457.9MHz 1954.8MHz 1945.2MHz 1945.5MHz 1947.6MHz 1952.4MHz
200mW

15M0 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
837.5MHz 1455.4MHz 1952.4MHz 1947.6MHz 200mW

20M0 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1E D1F D1X D7W
1774.9MHz 1775MHz 1950MHz 3490.1MHz 3509.9MHz 3450.5MHz 3470.3MHz 200mW

(参考) 当社の主な包括免許について

IoT (LTE-M[※]) 対応端末包括免許

(2026年4月28日現在)

電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

1M40 G1A G1B G1C G1D G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1F D1X D7W
830.79MHzから834.21MHzまで 180kHz間隔の周波数 20波
840.79MHzから844.21MHzまで 180kHz間隔の周波数 20波
836.04MHzから843.96MHzまで 180kHz間隔の周波数 45波
831.29MHzから843.71MHzまで 180kHz間隔の周波数 70波
1945.89MHzから1949.31MHzまで 180kHz間隔の周波数 20波
1950.69MHzから1954.11MHzまで 180kHz間隔の周波数 20波
1955.49MHzから1958.91MHzまで 180kHz間隔の周波数 20波
1941.24MHzから1949.16MHzまで 180kHz間隔の周波数 45波
1943.64MHzから1951.56MHzまで 180kHz間隔の周波数 45波
1950.84MHzから1958.76MHzまで 180kHz間隔の周波数 45波
1941.39MHzから1953.81MHzまで 180kHz間隔の周波数 70波
1946.19MHzから1958.61MHzまで 180kHz間隔の周波数 70波
1941.54MHzから1958.46MHzまで 180kHz間隔の周波数 95波 200mW

※LTE-Mは、Cat-M1やその発展技術を使用するIoTサービス向け通信方式の通称。ただし、Cat-M1は従来3GPPにて、Cat.Mと定義されているもので、技術的な差分はありません。

解説

移動無線装置に係る技術基準適合証明（電波法第38条の6）又は工事設計認証（電波法第38条の24）等の証明書記載内容は、当社が取得している包括免許の範囲を超えている場合があります。

しかしながら、当該移動無線装置を当社ネットワークに接続して運用する場合は、当社の包括免許の範囲内として頂くことが必要です。

当社は電波法第53条及び第54条に基づき、他事業者様から提示・提出された証明書類により、当該移動無線装置が当社の包括免許の範囲に合致しているかを確認いたします。

V 接続に関してご協力いただく事項

➤ 円滑な相互接続のために以下の事項等についてご協力いただくことになります。

■ 守秘義務

- 接続にあたり相互に知り得た技術情報、経営情報及び非公開情報に関する秘密を厳守し、目的外に使用しないこととします。
(法令上必要な場合又は相手側から書面による同意を得た場合は適用外とします。)

■ 必要事項の通知

- 名称の変更、事業の休止／廃止、事業の登録又は変更登録の取消し、相互接続点の追加・変更・廃止等相互接続に関する情報について、互いに書面により通知することとします。

■ 保守等

- 相互に電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないよう努めることとします。
- 接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則及びその接続箇所ごとに当社が定める技術的条件に適合するように維持することとします。
- 設備の保守に関する具体的事項について協議の上「保守確認事項」に規定することとします。
- 他事業者様が自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合は、混信等の妨害を防止するため、当社の無線局の運用に協力することとします。また、その移動無線装置により混信等が生じた場合は、協議の上、混信等を除去するための措置を決定することとします。

■ 多数事業者間接続について

- 他事業者様が別の他事業者様を介して当社と接続する場合又は他事業者様に別の他事業者様が接続される場合には、全ての事業者同士の協定締結を行う必要がある場合があります。
- なお、その場合には接続の協議にあたっては、接続を希望される他事業者様が事業者間調整をすることが必要となります。

会社名	窓口	連絡先
株式会社NTTドコモ	接続推進室	03-5156-1266 E-mail: setsuzoku_atmark_nttdocomo.com ※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。 送信の際には「@」に変更してください。

▶ 様式集

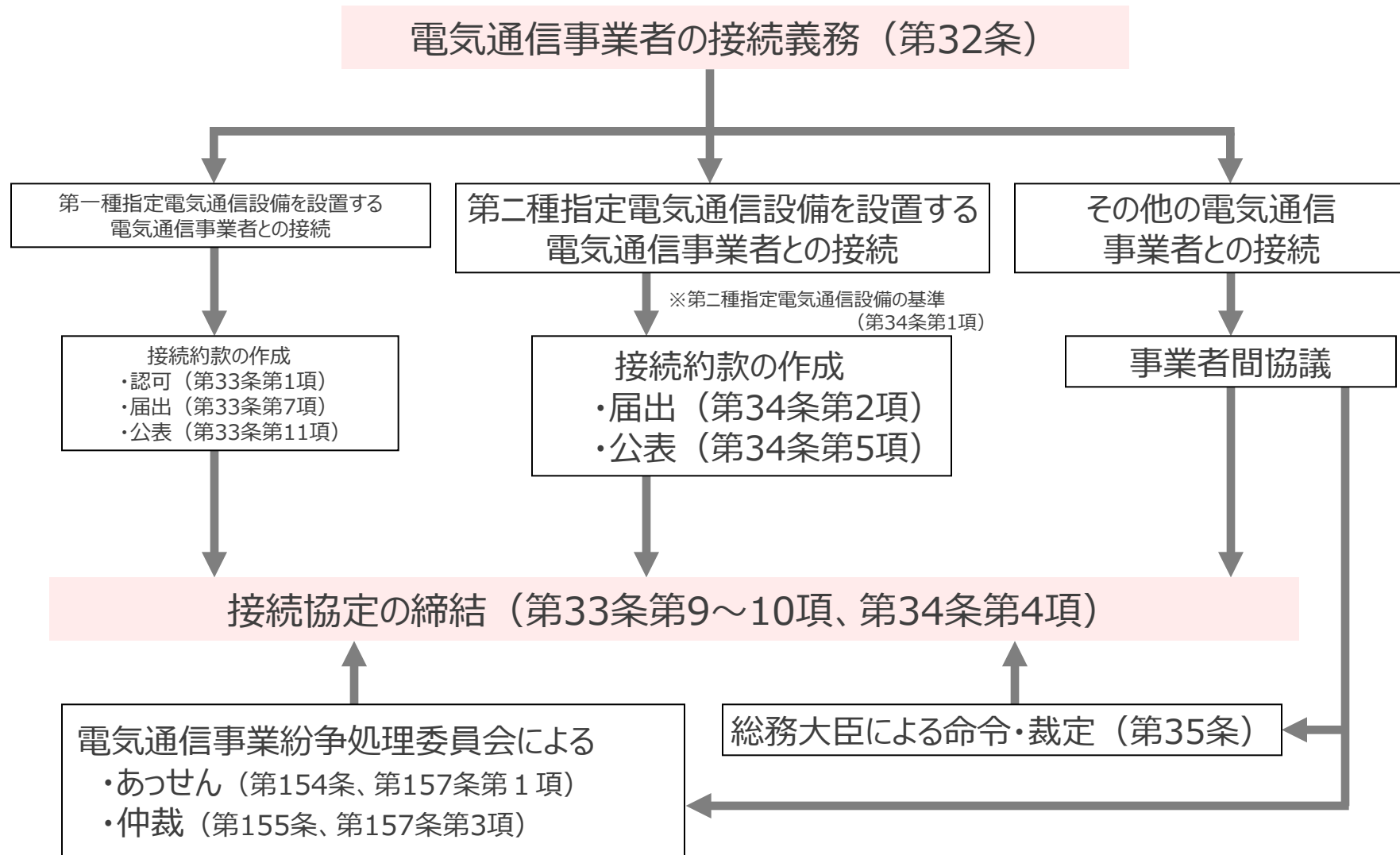
- 様式1 事前調査申込書
- 様式2 事前調査申込書受付確認書
- 様式3 事前調査申込回答書
- 様式4 接続申込書
- 様式5 接続申込承諾書

▶ 記入要領

本章では、電気通信事業者が守るべきルールである電気通信事業法、事業法施行規則について相互接続に関連する部分をまとめており、特に重要な部分については原文を抜粋して記載しています。また、接続約款の記載内容をご紹介するために目次一覧を掲載しています。

I 電気通信事業法（接続ルール）の概要	3-1
II 接続の応諾と指定電気通信設備の範囲	3-2
III 接続約款の記載事項	3-3
IV 電気通信事業法（抜粋）	3-4
V 接続約款の目次一覧	3-5

I 電気通信事業法（接続ルール）の概要



II 接続の応諾と指定電気通信設備の範囲

電気通信事業法

接続の応諾 (第32条)

・全ての電気通信事業者に接続の応諾をルール化

接続を拒否し得る正当な理由

- (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがある場合
- (2) 自社の利益を不当に害するおそれがある場合
- (3) その他総務省令で定める場合

第二種指定電気通信設備の指定 (第34条第1項)

・指定の単位
その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。）と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務に係わる業務区域

・指定の範囲
総務省令で定める割合を超える特定移動端末及び当該電気通信役務を提供するために設置する設備で総務省令で定めるものの総体

事業法施行規則

接続を拒否し得る正当な理由 (第23条)

- (1) 他事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合
- (2) 接続に応ずるための設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難である場合
- (3) 他事業者が、接続協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じない場合

特定移動端末 (第23条の9の2第2項)

無線設備規則第3条第1項に定める携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備

方法 (第23条の9の2第1項)

官報告示、当該事業者への通知

割合 (第23条の9の2第3項)

移動端末設備について、4分の1

第二種指定電気通信設備の範囲 (第23条の9の2第4項)

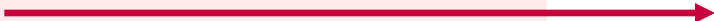
以下の設備（他事業者からの接続の請求が見込まれないものを除く。）

- (1) 交換設備
- (2) 伝送路設備
- (3) 情報の管理、役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
- (4) 前3号の他、交換設備、伝送路設備又は端末設備であって当該設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきもの

電気通信事業法

接続約款の記載事項 (第34条第2項)

総務省令で定める事項



事業法施行規則

接続約款の記載事項 (第23条の9の3)

- (1) 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所
- (2) 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の前号に定める箇所における技術的条件
- (3) 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額
- (4) 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項
- (5) 接続協定の締結及び解除の手続
- (6) 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間
- (7) 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
- (8) 重要通信の取扱方法
- (9) その他他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する接続の条件に関する事項
- (10) 有効期間
- (11) 協議が調わないときのあっせん又は仲裁による解決方法

（電気通信回線設備との接続）

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

（第二種指定電気通信設備との接続）

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

- 2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 総務大臣は、前項（第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。
 - 一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。

- 二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき。
- 三 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。
- 四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。
- 五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。
- 六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。

- 4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項（第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。
- 5 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。
- 6 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第二項の規定により総務大臣に届け出るべき接続約款に定める当該電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「前項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。
- 7 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者が、前項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該電気通信事業者が接続約款の届出をした日（以下この項において「届出日」という。）に既に締結している他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に関する協定のうち当該新たに指定をされた電気通信設備との接続に関するものについては、第四項の規定は、届出日から起算して三月間は、適用しない。

V 接続約款の目次一覧

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 接続する設備の範囲（第5条～第9条の2）

第3章 協定締結の手続き等

第1節 事前調査

第10条 事前調査の申込み

第11条 事前調査の受付及び順序

第12条 事前調査の回答

第2節 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い

第13条 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い

第3節 接続申込み

第14条 接続申込み

第14条の2 接続申込みの取止め

第15条 接続申込みの承諾

第4節 接続用設備の設置又は改修の申込み

第16条 接続用設備の設置又は改修の申込み

第17条 接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾

第18条 個別建設契約の締結

第19条 接続用設備の設置又は改修の変更等

第20条 完成通知

第20条の2 接続用設備の所有権

第5節 接続用ソフトウェアの開発の申込み

第21条 接続用ソフトウェアの開発の申込み

第22条 接続用ソフトウェアの開発の承諾

第23条 接続用ソフトウェアの開発契約の締結

第24条 接続用ソフトウェアの開発の中止

第25条 準用

第25条の2 接続用ソフトウェアの所有権

第5節の2 試験

第25条の3 試験の実施

第25条の4 移動無線装置に係る確認試験の実施

第5節の3 業務支援システムの利用に関する申込み等

第25条の5 業務支援システムの利用に関する申込み

第25条の6 U S I Mカードの貸与に係る請求

第6節 瑕疵

第26条 瑕疵

第7節 更改等

第27条 当社が行う接続用設備等の更改

第27条の2 協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等

第27条の3 接続用設備等の除却又は転用

第27条の4 天災等の不可抗力による損傷

第8節 その他の工事の請求

第28条 その他の工事の請求

第28条の2 その他の工事の承諾

第28条の3 その他の工事に係わる契約の締結

第4章 標準的接続期間（第29条～第30条）

第5章 協定の締結・解除等（第31条～第37条）

第6章 責務（第38条～第43条の2）

第7章 接続形態（第44条）

第8章 重要通信の取扱方法（第45条～第47条）

第9章 接続の一時中断、停止及び中止（第48条～第50条の2）

第10章 料金等（第51条～第68条）

第11章 技術的条件（第69条）

第12章 損害賠償（第70条～第72条）

第13章 利用者への責任に関する事項（第73条～第78条）

第14章 当社の通信用建物等における取扱い（第79条～第81条）

第15章 雑則（第82条～第87条）

料金表

技術的条件集

別表 1 接続により提供する機能

2 接続形態

3 様式

附則